

令和4年 第3回 東彼杵町議会定例会会議録

令和4年第3回東彼杵町議会定例会は、令和4年9月9日本町役場議場に招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

1番	林田 二三 君	2番	立山 裕次 君
3番	口木 俊二 君	4番	浪瀬 真吾 君
5番	大石 俊郎 君	6番	尾上 庄次郎 君
7番	後城 一雄 君	8番	浦 富男 君
9番	森 敏則 君	10番	橋村 孝彦 君
11番	吉永 秀俊 君		

2 欠席議員は次のとおりである。

3 地方自治法第121条の規定により説明に出席した者は、次のとおりである。

町 長	岡田 伊一郎 君	教 育 長	粒崎 秀人 君
副 町 長	三根 貞彦 君	会 計 管 理 者	工藤 政昭 君
総 務 課 長	高月 淳一郎 君	健康ほけん課長	氏福 達也 君
農林水産課長	楠本 信宏君	町 民 課 長	井上 晃 君
農 委 局 長	(楠本 信宏君)	税 財 政 課 長	山下 勝之 君
水 道 課 長	岡木 徳人 君	教 育 次 長	岡田 半二郎 君
建 設 課 長	森 英三朗 君	代表監査委員	木田 善孝 君

4 書記は次のとおりである。

議会事務局長	有川 寿史 君	主 任 書 記	山下 美華 君
--------	---------	---------	---------

5 議事日程は次のとおりである。

日程第 1	発議第 1 号	東彼杵町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例 (委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第 2	発議第 2 号	東彼杵町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例 (委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第 3	議案第 45 号	東彼杵町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例 の制定について
日程第 4	議案第 46 号	東彼杵町過疎地域持続的発展特別事業基金条例の制定について
日程第 5	議案第 47 号	東彼杵町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用 に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の制定について
日程第 6	議案第 48 号	職員の育児休業に関する条例の一部を改正する条例
日程第 7	議案第 49 号	東彼杵町議会議員及び東彼杵町長の選挙における選挙運動の公営 に関する条例の一部を改正する条例
日程第 8	議案第 50 号	東彼杵町過疎地域持続的発展計画の策定について

- 日程第 9 議案第 51 号 令和 4 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 10 議案第 52 号 令和 4 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 11 議案第 53 号 令和 4 年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 12 議案第 54 号 令和 4 年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 13 議案第 55 号 令和 4 年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 14 議案第 56 号 令和 4 年度東彼杵町水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 15 議案第 57 号 令和 4 年度東彼杵町公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 16 議案第 58 号 令和 3 年度東彼杵町一般会計歳入歳出決算認定の件
- 日程第 17 議案第 59 号 令和 3 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 日程第 18 議案第 60 号 令和 3 年度東彼杵町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 日程第 19 議案第 61 号 令和 3 年度東彼杵町公共用地等取得造成事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 日程第 20 議案第 62 号 令和 3 年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 日程第 21 議案第 63 号 令和 3 年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 日程第 22 議案第 64 号 令和 3 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件
- 日程第 23 議案第 65 号 令和 3 年度東彼杵町水道事業会計決算認定の件
- 日程第 24 議案第 66 号 令和 3 年度東彼杵町公共下水道事業会計決算認定の件
- 日程第 25 議案第 67 号 東彼杵町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 26 選挙第 1 号 東彼杵町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙
- 日程第 27 報告第 16 号 令和 3 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

6 散 会

開 会（午前9時26分）

○議長（吉永秀俊君）

皆さんおはようございます。定刻前ではございますけれど、全員お揃いのようにございますので、ただいまから会議を開きます。

ただいまの出席議員数は11名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

議事に入ります前に、昨日の大石議員の一般質問に対する補足説明をしたいとの要望がありましたので、これを許可します。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

昨日の大石議員の一般質問に対して、通達が確かに来ておりました。私も見ておりましたが、ちょっと説明不足でございまして、この中では助言として発出をされているんですよ。だから、法律でも何でもなくて、今、消防団と協議をなさいと、十分な検討をなさいとということで、私が、団と協議をしながら進めていくということでございますので、また、再度協議をしながら個人にこうするのかどうかですね。

だから、昨日法律とおっしゃったんですけど、法律ではないんです。

○——△——

法律的なことと言いました。

○議長（吉永秀俊君）

5番議員、大石俊郎君。

○5番（大石俊郎君）

法律とは言っていない、助言と言っています。ちゃんと口述原稿にも書いていますけれど。

その中に、その中に私は条項第5項として示しましたよね。第5項の中に、令和4年4月1日からそれになる、少し強い口調で書いてありますよね、見てください、町長。ですね。

そして、次の項目に、次のページに、努めて早期にやっってくださいよということも書いてあります。だからそういうことを踏まえて、やはりこれは国からの、なんちゅうか、強い指示だと私は思っているんです。その強い指示に対して、やはり、末端の地方自治体は、今現在、全国では74.1%の地方自治体がそのように是正してきた。まだ約24%の自治体になっていない。ですね。

その中において、波佐見も川棚も東彼杵町と同じような、今状況でやっております。そういう状況の中で、波佐見町は、波佐見町の担当職員の説明によれば、ですね。この消防庁長官の文書を基にして、来年4月1日からそのように是正しますという回答です。

やはりそのことはですね、だから、これは、消防団との協議ではないと私は思いますよ。やはり説明をすべき話だと思います。文章示してですよ。そうしていくのが、やはり行政の在るべき姿というふうに私は、私はですよ。町長は違うんですよ。

いや、これはね、お互いにそれは違うのだから。私がああしなさい、こうしなさいという立場でもないですから。私はそれを踏まえて、町長に一般質問の場で、町長も知っているということだったらから良いんですけど、それを行政に生かしてもらえば良いんです。私は、ああしなさい

い、こうしなさい、提言の立場ですからね。そういう立場です。はい。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

確かにそういうことで書いてありますけれど、この通知は、消防組織法の規定に基づく助言、先ほど言われたとおり。しかし、その後ろに、また消防団と協議の上、十分な検討を行えということが入っているものですから、実は協議をしていたんですけれど。

例えばの話ですけれど、一日も来ない団員と毎回真面目に出て来た団員と同じ報酬をやるかという問題、今、協議をしまして、そうしたら、出なくて全額もらえるのなら出なくていいではないかと。そういう話も協議をしながら進めていますからということで。私、ちょっと説明不足だったんですけれども、そういう消防とですね。また、分団会議も14日にありますので、こういう提言があったということを協議をしながら進めたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（吉永秀俊君）

これで終わります。

これから議事に入ります。

日程第1 発議第1号 東彼杵町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例
(委員長報告・質疑・討論・採決)

日程第2 発議第2号 東彼杵町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例
(委員長報告・質疑・討論・採決)

○議長（吉永秀俊君）

日程第1、発議第1号東彼杵町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例、日程第2、発議第2号東彼杵町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例、以上2議案を一括議題とします。本案について委員長の報告をそれぞれ求めます。後城議会改革特別委員長。

○議会改革特別委員長（後城一雄君）

委員会審査報告書。本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

記

1 付託された事件

発議第1号 東彼杵町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例

発議第2号 東彼杵町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例

2 審査年月日

令和4年7月11日、7月15日、8月22日

3 審査の経過並びにその結果

第2回定例会で付託された事件について審査を行いました。

本件は、議員定数11名を8名に削減する改正案と10名に削減する改正案の発議が議員よ

り提出されたものである。

審査においては、議長の中立性と無投票等、また、人口減少も踏まえ、現況の議員定数に関して問題はないか、精査、調査をして 9 月議会までに結論を見出すということで、参考までに諸団体 99 名の町民アンケートを実施し、町民の意見の集約を図りました。アンケート結果は 70 名の回答をいただき、回収率は 70.7%となりました。

アンケート結果を参考にしながら、発議第 1 号東彼杵町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例（定数 8 名へ改正）の採決を行いました。

討論において、反対意見として、人口も年を追うごとに減少しているが、議員の役割としては、町民の声を反映させ、執行部と共に問題解決を図っていき、住みやすい環境を整えていくという重要な役割がある。面積も 74 km²と広範囲であり、多くの議員で多種多様な考え方を交えながら、各地域の多様な意見に耳を傾け、町の方向性を見定めていく必要がある。議員定数の急激な削減は、議会運営等にも大きな支障を来す恐れがあり、大きく削減すれば中心部から離れた遠隔地の中山間部の集落からは議員の選出も厳しくなり、また、若い人が立候補を断念することが予想され、町民の声がますます届かなくなる恐れもある。小値賀町は人口 2,300 人ほどであるが、8 名の議員である。佐々町も急激な定数削減により、議会運営に支障を来し困っていると聞いている。若い人を入れるためにも急激な定数削減には反対である。

賛成意見として、町民のアンケート結果を踏まえ、将来的なことを考えていかないと、この町のためにならないという思いが強かった。これからますます人口が減っていく現状であれば、町民の理解を得るためには 8 名であるべきと考える。面積が広いということで人数を減らさない方がよいという意見があったが、もし、そう考えると、東彼杵町は小選挙制にしないと、例えば、どこの地区から 1 人としないう限りは偏るのも仕方ないのかと思う。各地域を良くすることではなく、東彼杵町全体を良くすることを考えていくべきだと思う。議論を活発にするためには、少ない人数でやっていくということも良いのではないかと思う。人数を減らしても町を良くするために本気で取り組んでくれる 8 人の議員がいれば、次は自分が議員になりたいという気持ちを掻き立ててくれると思う。

その他賛否両論がありましたが、採決の結果、賛成多数で、発議第 1 号東彼杵町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、発議第 2 号（定数 10 名へ改正）は採決不要とみなし、採決はいたしませんでした。

○議長（吉永秀俊君）

これから、委員長報告に対する質疑を一括して行います。質疑がある方は、先に議案番号をお知らせください。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

質疑なしと認めます。

これから、発議第 1 号、8 名にする条例改正ですけれど、これについて討論を行います。

まず最初に、原案に反対者の発言を許します。4 番議員、浪瀬真吾君。

○4 番（浪瀬真吾君）

議会改革特別委員会の採決の際にも申しましたが、現在、東彼杵町の人口は、少子高齢化の中で

年を追うごとに減少を続けております。

議員の役割としては、町民の声を反映させ、執行部とともに問題解決を図っていき、住みやすい環境を整えていくという重要な役割があります。東彼杵町は、面積も約 74 km²と広範囲であり、各地域の多様な意見に耳を傾けながら町の方向性を見定めていく必要があります。

多くの議員で多種多様な考え方を交えながら一定の方向性を見出し、住民の福祉向上に当たらなければなりません。また、議員定数の急激な削減は、議会運営等にも大きな支障を来たすおそれがあり、大きく削減すれば、中心部から離れた遠隔地の中山間部の集落からは議員の選出も厳しくなり、また、若い人が立候補を断念することが予想されます。地域の声はますます届かなくなるおそれがあり、人口減少にますます拍車を掛けるのではないかと危惧をいたしております。

よって、発議第 1 号議員定数 11 名から 8 名に削減する条例改正案には反対をいたします。

○議長（吉永秀俊君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。5 番議員、大石俊郎君。

○5 番（大石俊郎君）

私は、発議第 1 号に賛成の立場であります。

今まで歴史を振り返れば、平成 27 年から議員定数削減運動から始まり、12 名が 11 名に削減されました。その後も 11 名から 10 名にしたいという発議がなされましたけれど、議会によって少数で否決をされた歴史があります。

今回、アンケート調査、99 名という少ない方のアンケート調査でございましたけれど、回答者総数 70 名。その中から 8 名に減らすべきという回答者が 42 名。6 割の方が 8 名にすべきと、多数の方がこの議員定数を 8 にすることに賛成の意思を表しました。また、私も個別でございますけれど、町民の多くの方々に聞き取り調査をやってまいりました。その中においても、やはり、このアンケート結果と同じような同様の結果が得られました。

私たちは、やはり民意を大事にして、反対意見もごもつともな意見もございませうけれど、やはり民意を大切に町政に反映していく。これが民主主義なんであろうと私はそう思っております。

したがって、そういった理由から、この発議第 1 号に賛成するものであります。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

次に、原案に反対者の意見を求めます。3 番議員、口木俊二君。

○3 番（口木俊二君）

私は、8 人に削減する発議第 1 号に反対の立場で討論をいたします。

そもそも定数削減問題は、議会改革特別委員会の閉会中審査ということで審査中であり、発議書が出ること自体が問題ではないでしょうか。

発議書の中でも書いておりますように、急激な議員削減は、議会運営、議会機能に大きな支障を来し、偏った意見になりかねません。委員会然り、議長を除けば 7 人になり、3 人と 4 人で重複する議員が出ないとも限りません。となれば、その議員は、別の委員会が終わるまで待機しなければなりません。一度削減した定数は簡単には戻せません。定数が少なくなれば周辺地区から立候補しにくくなり、手を挙げかけた新人の方が、断念せざるを得ないことにもなりかねません。

何回も言いますが、本町は面積が広大であり、道路や河川、水路等幅広い監視が必要になります。人口規模だけでは済まされない部分もあります。県の町村議長会の研修会でも、講師の方が定数削

減はするべきではないと、事あるごとに話をされております。

以上のようなことから、私は発議第1号に反対します。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

次に、原案に賛成の方の意見を求めます。8番議員、浦富男君。

○8番（浦富男君）

私は、発議第1号を3月に出しまして、議会改革委員会で審議した結果を委員長に発表してもらったわけですが、私は、この発議第1号の内容に書いてあるとおりに平成30年、31年にも同じように削減の発議が出ておりました。私は今1期目なんですけれど、3人新人がいますよね。今回の選挙で新人3人入って、先輩方の今までの議員活動を見て、我々3人いなくても十分できるなど判断しましたので発議を出しました。

そういうことで、私は発議第1号に賛成の意見といたします。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

次に、原案に反対者の発言を許します。6番議員、尾上庄次郎君。

○6番（尾上庄次郎君）

私は、今、現在11名ですが、8名には反対の立場から表明したいと思います。

まず、若い人が出てきにくくなります。これは、特に地域が狭い所、人口あたりが少ない所、特に言えてきます。

今まで、約3年ぐらいの間に色んな所で聴いてきましたが、人数を減らして給料を上げれば、町が活性化する。そういう声もあることはあるんですけど、実際そうでしょうか。今、小値賀町は人口2,300人ぐらいしかいません。しかし、実際、今、議員が8名です。また、佐々町の議員たちにも聞いてきました。急激に定数を下げたので大変困っている。議会の運営が大変困っている。そういった先般の、長崎での議員の人たちの声です。

私は、この定数削減、急激な定数削減ということには反対の中で、また、2つの、今、委員会があります。こういった、今の現状の人数ですれば交差する形になり、なかなか議会の運営の弊害が出てくるのではないかと。そう思って反対をいたします。

○議長（吉永秀俊君）

次に、原案の賛成者の発言を許します。9番議員、森敏則君。

○9番（森敏則君）

発議第1号東彼杵町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の発議に対する賛成討論を行います。

先ほど議会改革特別委員長から審査報告がありましたが、去る8月22日の本委員会でそれぞれ討論がおかれ、採決されて議案のとおり可決されたものです。

まずはじめに、特別委員会の反対討論の中でちょっと気になったことがあります。それは、浪瀬議員から発議第1号を提出したことに対し、委員会軽視は甚だしいという指摘がございましたが、発議第1号は、地方自治法第112条並びに会議規則第13条の規定を遵守し、粛々と提出されたものであり、委員会を軽視したものではないということを確認させていただきます。

したがって、委員会軽視は甚だしいという指摘については取消しを求めるものでございます。

それではこれより賛成討論を6点述べさせていただきます。

まず、一番の理由は、提案理由に示してありましたように、人口規模に対して適正な議員数は8名であるということが、妥当であるということです。

2番目は、これも反対意見として議員の役割は町民の声を反映させ、執行部とともに問題解決を図り、住みやすい環境を整える重要な役割があると発言されおられます。議員定数が減ったからと言って、議員の役割が変わることは全くありません。

次に3点目。3点目は、面積が広範囲であり、多くの議員で多種多様な考え方を交えながら町の方向性を定める必要があるというような意見が述べられましたが、少数であっても議員各位の活動の充実によって、町内の巡回と県内外の視察により十分町民の声はすくい上げることができるということです。

次、4点目。4点目は、議員定数の急激な削減は、議会運営に大きな支障が出るという意見でございますが、委員会の構成は、複数の委員会に所属することで議会運営に支障が出ることはありません。先ほど、尾上議員だったか、委員会を待たされるというような話がありましたが、我々の時間というのはいくらでもあるんですよ。いくらでも待って、いくらでも審議したらいいんです。ということです。

次、5点目。議員定数を削減したら若い人が立候補を断念することが予想され、町民の声がますます届かなくなるとの意見でございましたが、議会定数を削減すると、本当に若い人が立候補を断念するのでしょうか。これは、意欲があれば挑戦されると思います。また、町民の声がどうして届かなくなるということに結びつくのでしょうか。根拠がわかりません。

6点目、発言の理由に示してありましたように、12名以下の少数定数議会の弊害は、議長採決が想定されることで、議長の中立性が保たれていないということを改善する必要があると。

以上、6点の見解を述べましたが、賛成という意見でこの議論を賛成討論とさせていただきます。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

次に、反対者の意見を許します。7番議員、後城一雄君。

○7番（後城一雄君）

ただいま、議員から委員会の流れについての批判がございましたが、人数については、その流れによって検討するというところで考えておりましたので、急激に、我々は、なんと申しますか、いわゆる抜き打ちに出されたような状況で、委員会を無視というようなことは、私自身も委員長として考えました。お互いが話をされて、出すぞということであれば良かったんですけど、何もなくて抜き打ちでやられた。9月にはちゃんとした報告をしようということで、委員長としてお話を申し上げておりましたので、その辺で食い違いが生じたということでございます。

それでは、8名に対する反対意見として、議員定数に対するアンケート調査の対象者の方々については、少なくとも、現在、それぞれの団体には云うに及ばず、町民皆さまの安心安全で幸せを願って日ごろより社会活動にまい進していただいております。そういった中での回答者が、無回答者が29名もおられるということは、議会で慎重にということも含まれていると捉えています。

先ほどからありますように、長崎の研修の時に、実際に議員削減をされたそれぞれの町村議会の方より、新聞を見られてのことでしょうけれど、議会活動の不利益等を切々と訴えられるとともに、

だからと言って、一旦減らした議員定数を元に増やすようなことは無理になってしまい、活動自体、議会運営等が非常に難しく、厳しくなっているとこのことで、加えて、選出される方も、選出する方もスーパーマンではないということ。

と言ったことで、次の世代を考えた時、現況の議員定数を8人という急激な削減は禍根を残すばかりではなく、議会無用論が今以上に飛び出す、好ましくない状況になるのではないかと非常に心配をしています。

したがって、議員定数8人には反対です。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。2番議員、立山裕次君。

○2番（立山裕次君）

私は、議員定数8名に削減することに賛成の立場で討論させていただきます。

まず、議員定数に関しましては、当然、議員、議会で決めることではあるんですけど、その前に、住民の皆さま方がどのように考えていらっしゃるかが一番大事だと思います。住民の皆さまから、私が議員になって以降ですけど、議員、議会が何をやっているのかよくわからないというような状況をよく聞きます。ということは、今の人数であっても、町でどれだけのことをやっているのかということが、住民の方から言わせれば見えにくい状況なのかなと思います。その中で、本当にやる気のある議員を選んですべきだということがまず第1点目です。

急激に、今度、例えば11名から8名という話で急激に減らすというようなことをおっしゃられている方がいらっしゃいますけれど、実際、私が思うには、8年前に10名にまず減らして、今回、あれから8年経っていますので、8名という、例えばそういう話があれば、そういう話にならなかったのかなと思っています。例えば、佐々町は急激に減ったということで議会として大変困っているという話をされるのは事実だと思います。ただ、佐々町自体は全く停滞するわけではなく、議会が人数が減ったからと言って、佐々町は人口も減っていません。地域的なものもあるかもしれませんが、ですので、議員定数で町がどうなるかではなくて、議員の動き方、働き方が大事だと私は思いますので、急激に減らすということは関係ないと思いますし、8名で東彼杵町全体を見ていく議員数としては十分ではないかと思っていますので、私は8名が良いと思っております。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

次に、原案に反対者の発言を許します。

ありませんね。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

それでは、これで討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、発議第1号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。発議第1号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（吉永秀俊君）

起立多数です。

したがって、発議第1号東彼杵町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

発議第1号が可決されましたので、発議第2号は議決不要とみなし、採決は行いません。

日程第3 議案第45号 東彼杵町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定について

○議長（吉永秀俊君）

日程第3、議案第45号東彼杵町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それでは、議案第45号東彼杵町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定についてでございます。

提案の理由といたしまして、電子申請サービスの方法による町行政手続等の実施を可能とするための共通事項を定めるため提出するものでございます。詳細につきましては、総務課長に説明させます。慎重審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いいたします。総務課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり総務課長。

○総務課長（高月淳一郎君）

議案第45号について、説明いたします。

本条例は、行政手続きを電子申請する場合の利用について、その規定を条例で定める必要があることから制定するものです。

現在、長崎県と県内12市町で、本年4月から長崎県汎用的電子申請システム共同調達連絡会を設置し、行政手続きのオンライン化、自治体DXに向け連携協力して、現地申請システムを共同調達する準備を進めているところでございます。

それでは、条例の中身を説明いたします。

第1条の目的ですが、町への申請や届け出その他の手続きを電子情報処理組織を利用して行う際に、共通する事項を定めることで町民の利便性の向上を図り、行政運営の簡素化、効率化に資することを目的としています。

第2条は用語の定義を定めております。第3条は、電子情報処理組織による申請等について定めております。

町の条例等の規定に基づき、書面等で申請することをされている場合でも、条例等に関わらず、電子情報処理組織、電子情報処理組織と申しますのは、町の電子計算機と申請をする方の電子計算機を接続した電子情報処理組織を言います。つまり、オンラインネットワークサービスの全体を指しております。これを使用して行わせることができるとしています。

第2項第3項では、電子申請されたものについては書面等とみなし、また、町の電子計算機に記録された時点で到達したものとみなすという規定でございます。

第4項では、署名が必要と規定されているものについては、氏名又は名称を明らかにする措置によって、署名に代えることができるという規定でございます。

第4条では、電子情報処理組織による処分通知等について規定をしております。処分通知等の定義は、第2条第8号のとおり、町の機関が行う通知でございます。

第3条とは逆に、町の機関等から、電子情報処理組織を使用して申請者への処分通知等を行うことができると規定をしております。

第2項、第3項についても、全条と同様にみなし規定とし、第4項も同様に署名に代えることができるという規定でございます。

第5条にいきます。第5条の電磁的記録による縦覧等について定めたもので、縦覧等を書面等で行うという条例で規定されたものについても、電磁的記録に記録された事項により縦覧できるとした規定でございます。

第6条は、書面条例に書面等の作成を規定されたものであっても、電磁的記録によることができるものとし、第2項では、そのみなし規定。第3項では、氏名又は名称を明らかにする措置によって署名に代えることができるという規定でございます。

第7条は、町の努力義務規定を定めた規定でございます。

情報通信技術の利用推進、安全性信頼性の確保、簡素化、合理化について、町のDX推進に関することを規定しております。

第8条では、電子情報処理組織を使用した場合の公表を規定しており、少なくとも毎年度1回インターネット等により公表することとしております。

第9条では、必要な事項の委任規定を設けております。附則により、令和4年10月1日から施行となります。以上で説明を終わります。

○議長（吉永秀俊君）

それでは、これから質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第45号は、総務厚生常任委員会に付託します。

日程第4 議案第46号 東彼杵町過疎地域持続的発展特別事業基金条例の制定について

日程第5 議案第47号 東彼杵町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の制定について

○議長（吉永秀俊君）

日程第4、議案第46号東彼杵町過疎地域持続的発展特別事業基金条例の制定について、日程第5、議案第47号東彼杵町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の制定について、以上2議案を一括議題とします。本案について提案理由の説明をそれぞれ求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

議案第 46 号東彼杵町過疎地域持続的発展特別事業基金条例の制定についてでございます。

提案の理由としまして、住民の移動のための交通手段、地域医療の確保、集落の維持及び活性化など、市町村計画に定め、その事業実施のため基金を設けるために提出するものでございます。

次に、議案第 47 号東彼杵町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の制定についてでございます。

提案の理由としまして、事業所への税制支援を行い、産業の振興を図るために提出するものでございます。それぞれの詳細につきましては、税財政課長に説明をさせます。慎重審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いいたします。税財政課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり税財政課長。

○税財政課長（山下勝之君）

町長に代わりまして議案第 46 号についてご説明いたします。

本町が行う過疎対策事業のうち、ソフト事業の財源として発行される過疎債については、当該年度事業実施分の残額を基金として積み立てることが可能です。また、積み立て基金は、引き続き次年度以降のソフト事業の財源として活用していくこととなります。

今回、基金運用のため、東彼杵町過疎地域持続的発展特別事業基金設置の条例制定をお願いするものになります。

めくっていただいて、条例の内容についてご説明いたします。

第 1 条は、設置の目的として過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第 14 条第 2 項に規定される事業の財源とするための基金を設置するとしております。

第 2 条は、基金については、予算計上することを定めております。

第 3 条は、基金の管理については、金融機関の預金によること。また、有価証券を活用することができることと規定しております。

第 4 条は、運用益の取扱いについて、第 5 条は歳計現金として扱うことができる規定を整備しております。

第 6 条は、基金を取り崩す際は、第 1 条に規定する事業の財源とすることを定めています。

第 7 条は、委任規定を定めております。最後に附則ですが、施行日について公布の日からとしております。議案第 46 号については以上でございます。

続きまして、議案第 47 号についてご説明いたします。

議案第 47 号については、資料として概要書を添付しております。本条例については、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、省略して過疎法と呼ばさせていただきますが、過疎法の適用に伴うものとしており、条例内では、具体的な内容がわかりづらいことから概要書の方でご説明いたします。

概要の 1 番の制定の趣旨ですが、過疎地域となりました東彼杵町において、固定資産税課税免除による事業者への税制支援を行うことで、企業への設備投資が促進され、産業の振興が図られることから、今回、固定資産税の課税免除に関する条例制定をお願いするものです。過疎法第 24 条を根拠としております。

2 番の制定の内容、(1) 課税免除の内容になります。減免の具体的な要件については、過疎法若

しくは過疎法に関する省令の中で規定されており、それをこちらにまとめております。アですが、課税免除を行う対象税目は、固定資産税になります。下のイで、事業者が取得した設備に係る土地、家屋、償却資産が対象となります。イ、対象業種・対象要件については、下の表にまとめております。事業者の規模（資本金）ごとに定めている減価償却資産の取得価額を超える設備を取得した場合、課税免除の対象となります。対象業種は表の左になります、製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等の4業種となります。例えば、資本金5000万円以下の製造業の会社が、500万円以上の減価償却資産、建物や機械などの設備投資を行った際は、その取得資産の固定資産税を課税免除いたします。ウの適用期間になりますが、課税免除する期間は、最初の課税から3年間になります。また、過疎法において、令和6年3月31日までに取得された資産が、3年間の免除対象となります。次の(2)減収補填ですが、課税免除を行った際の金額については、普通交付税措置がなされることとなっております。

最後に、(3)施行期日です。アで施行日は、公布の日としております。こちらに書いてございませんが、令和4年4月1日からの適用としております。イでは、令和6年3月31日取得分までが対象となりますので、この条例の失効規定を設け、令和6年3月31日施行としております。説明については以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（吉永秀俊君）

これから、一括して質疑を行います。質疑がある方は、先に議案番号をお知らせください。5番議員、大石俊郎君。

○5番（大石俊郎君）

議案番号第47号です。今の、今の条例改正案制定概要の方のページを準備してください。

今、税財政課長が説明しました2項の制定内容のですね、対象業種の規模5000万円以下、5000万円超、1億円超、3種類ありますね。3種類、この3種類の業種の町内の資本金、町内業者それぞれ何社おられるか、掌握しておられたら教えていただきたいんです。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

税財政課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり税財政課長。

○税財政課長（山下勝之君）

申し訳ございません、資本金ごとの町内業者数は、調査しておりません。

あともう一点ですね、今回は町内業者だけではなく、町外業者も町内に整備をされた場合は対象となることとなっております。以上でございます。

○——△——

——△——△——

○税財政課長（山下勝之君）

はい、また調査いたします。

○議長（吉永秀俊君）

他に質疑ありませんか。10 番議員、橋村孝彦君。

○10 番（橋村孝彦君）

47 号ですけどね、これは設備を取得した場合、いわゆる新設増設のみということですけども、例えば、既存事業者で、企業さんあたりで広大な固定資産を持っていて、その維持経費に苦慮している所もあるのかなということも考えられますよね。そうした場合、そういう人たちには対象にならないということですから、そこら辺に若干の、何と言うのかな、不公平感があるのかなという気がしているんですけど、いかがですか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

税財政課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり税財政課長。

○税財政課長（山下勝之君）

過疎法において、5000 万円超の事業所については、新設増設のみというふうに定められてございます。5000 万円以下については、改修等もよろしいということになっております。過疎で定められていることですので、なんとも、ちょっと言いづらいところもあるんですが、基本的には設備を投資してもらって、最終的には雇用増などで振興が図れることを目的としておりますので、生産量と言いますか、そういうことを、増加することを目的としているというふうに考えております。そういうことをご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（吉永秀俊君）

他に質疑ないですね。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第 46 号、議案第 47 号は、総務厚生常任委員会に付託します。

日程第 6 議案第 48 号 職員の育児休業に関する条例の一部を改正する条例

日程第 7 議案第 49 号 東彼杵町議会議員及び東彼杵町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例

○議長（吉永秀俊君）

日程第 6、議案第 48 号職員の育児休業に関する条例の一部を改正する条例、日程第 7、議案第 49 号東彼杵町議会議員及び東彼杵町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例、以上 2 議案を一括議題とします。本案について提案理由の説明をそれぞれ求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

議案第 48 号職員の育児休業に関する条例の一部を改正する条例でございますが、提案の理由といたしまして、妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援に関する法律改正に伴い、提出するものでご

ございます。

次に、議案第 49 号東彼杵町議会議員及び東彼杵町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例でございますが、提案の理由といたしまして、公職選挙法施行令の改正に伴い、選挙運動用の公費負担額を変更するためのものがございます。それぞれの詳細につきましては、総務課長に説明をさせます。慎重審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いいたします。総務課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり総務課長。

○総務課長（高月淳一郎君）

議案第 48 号について説明いたします。

今回の一部改正は、妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援に関し、国家公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に併せ、国家公務員との均衡、措置均衡を図るため、地方公務員の育児休暇等に関する法律等が一部改正されたことに伴い、条例の一部を改正するものです。

主な改正の内容は、育児休業の取得回数の緩和、制限緩和。非常勤職員の育児休業対象期間の拡大。非常勤職員の育児休業取得に係る規定の整備。勤務環境の整備などが柱となっております。

新旧対照表 1 ページをお願いいたします。第 2 条の育児休業をすることができない職員に第 3 号を新設をいたしております。

この内容は、非常勤職員で養育する子が 1 歳 6 か月に達する日までに任期満了し、引き続き同職に採用されないことが明らかな非常勤職員は、対象とならないことについて規定をいたしております。

2 ページをお願いいたします。

育児休業法第 2 条第 1 項で育児休業の期限が定められ、非常勤の場合は、1 歳 6 か月に達する日までの間で条例で定める日となっていることから、条例で定めるものがございます。

2 条の 3 では、第 1 号から第 3 号の 2 に規定する条件に応じて、それぞれ 1 歳、1 歳 2 か月、1 歳 6 か月と期間を定めております。夫婦交代で育児を取得することで最大 1 歳 6 か月までの育児休業が、休暇が可能となっております。

飛びまして 5 ページをお願いいたします。

育児休業法第 2 条第 1 項では、非常勤職員の育児の休業の期限を、当該子の養育の事情を考慮し、特に必要と認められる場合 2 歳までとし、条例で定めることとされております。

条例第 2 条の 4 では、その条件を規定しており、夫婦交代での取得や、特別な事情がある場合の柔軟な取得を可能としております。

6 ページをお願いします。

第 3 条では、育児休業法第 2 条第 1 項ただし書きの、条例で定める特別な事由を規定しております。通常 2 回までとされる育児休業の回数について、例外規定を設けております。

7 ページをお願いいたします。

第 3 条の 2 は、育児休業法第 2 条第 1 項第 1 号の人事院規則で定める期間を基準として、条例で定める期間について定めており、人事院規則どおり 57 日間としております。

第 10 条では、育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して 1 年を経過しない場合に育児短

時間勤務をすることができる特別の事情について定めております。

第1号は、条文誤りでございます。第13条第1号に改めております。

第5号につきましては、育児休業が分割取得できることとなったことに伴い、短時間勤務の様式の変更による改正となります。

8ページをお願いいたします。

第19条、部分休業することができない職員については、第2号に再任用短時間勤務職員を追加しております。

次に、第23条、妊娠または出産等についての申し出があった場合の措置は、妊娠・出産の申し出た者に対する制度の周知と意向を確認する義務規定でございます。

最後の第24条、勤務環境の整備に関する措置は、育児休業に関する研修の相談体制等に関する措置規定でございます。

附則により、令和4年10月1日からの施行となります。以上で説明を終わります。

失礼しました。

引き続きまして、議案第49号について説明をいたします。

提案理由のとおり、公職選挙法施行令の一部改正に伴い、東彼杵町議会議員選挙及び東彼杵町長選挙の公営限度額を引き上げるものです。

内容をご説明します。新旧対照表1ページお願いいたします。

まず、第4条第1項第2号では、選挙運動用自動車の使用が、一般運送契約以外の契約の場合の負担額に関する改正です。

自動車を借り入れする場合の日額上限が、1万5800円から300円増額し1万6100円に、燃料代が、日額上限7560円から140円増額し7700円となります。

2ページをお願いします。

第8条の選挙運動用ビラの作成についてでございます。1枚あたりの作成単価限度額が7円51銭から22銭増額し7円73銭となります。

公職選挙法142条第1項第7号で、町長選挙では5,000枚、町議会議員選挙では1,600枚となっております。

最後に第11条選挙運動用ポスターの作成について。1枚あたりの作成単価限度額が、525円6銭に掲示場数を乗じた金額に31万500円を加えた額を掲示場数で除した額から、541円31銭に掲示場数を乗じた金額に31万6250円を加えた額を掲示場数で除した額となります。

附則により、公布の日から施行し、施行日以後にその期日を告示される選挙で適用されます。以上で説明を終わります。

○議長（吉永秀俊君）

これから、一括して質疑を行います。

質疑がある方は、先きに議案番号を告げてからお願いいたします。10番議員、橋村孝彦君。

○10番（橋村孝彦君）

議案第48号ですけれど、1ページ、3のア、一番末尾の方に、採用されないことが明らかでない非常勤職員というくだりがありますけれど、逆に言えば、明らかな非常勤職員は採用しないよということになりますよね。つまり、これは事前に解雇通告をしたのと同じ、同意語になるのではない

かという気がしますけれど、それで良いんですか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

総務課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり総務課長。

○総務課長（高月淳一郎君）

非常勤職員イコール会計年度任用職員となります。この場合、会計年度任用職員については、次年度の任用について事前に申請を、募集を行っております。そこで、内示等を持たないものについての考え方として、明らかでないという判断になるかと思えます。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

10番議員、橋村孝彦君。

○10番（橋村孝彦君）

その前にこういう事案が発生した場合ですよ。次年度の意向を調査した後ならば良いですよ。その前にこういう事案が発生した場合はそういうことになるのではないのかということなんですけれど。どうなんですか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

総務課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり総務課長。

○総務課長（高月淳一郎君）

任用されないことが明らかでない職員ということでございまして、会計年度任用職員については先ほど申し上げましたとおりです。実施をいたしまして、面談等を行って、次の採用を決めるという形になっている関係上。

○——△——

——△——△——

○総務課長（高月淳一郎君）

会計年度職員任用職員というのは、元々任用期限を設定して雇用をいたしております。途中でそういった、具体的にそういった事案というのは、何をされる。

○議長（吉永秀俊君）

10番議員、橋村孝彦君、3回目です。

○10番（橋村孝彦君）

次年度の雇用契約の意向を確かめるのは、いつなのかというのが論点になると思うんですよ。その以降だったらこれはOKと思いますよね。それ以前に、こういう事案が発生した場合はどうなのかということなんです。

つまり、私が先ほど言ったような言葉でいけば、解雇通告にあたるのではないかという気がしたからお尋ねしています。どうなんでしょうかねということなんです。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

前にというのが解雇とか何とかではなくて、もうとにかく、会計年度は次の年もしますよという決定を先にしますので、年度内にですね、募集をした後に。前にということは、たぶんちょっと起こり得ないんじゃないかなと、前にということはもうそこで辞められるということになりますからですね。そういう形で私たちは捉えているんですけど。

○議長（吉永秀俊君）

他に質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第 48 号、議案第 49 号は、会議規則第 38 条第 3 項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって議案第 48 号、議案第 49 号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、一括して討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 48 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 48 号職員の育児休業に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、これから議案第 49 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 49 号東彼杵町議会議員及び東彼杵町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

○議長（吉永秀俊君）

日程第8、議案第50号東彼杵町過疎地域持続的発展計画の策定についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それでは、議案第50号東彼杵町過疎地域持続的発展計画の策定についてでございます。

提案の理由につきましては、過疎地域持続的発展計画を定める時は、議会の議決を経る必要があるため提出するものでございます。詳細につきましては、総務課長に説明をさせます。慎重審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いいたします。総務課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり総務課長。

○総務課長（高月淳一郎君）

それでは議案第50号について説明いたします。

6月16日の全員会協議会において、計画の内容について詳細を説明をいたしました。その後7月1日から7月31日までの期間、町ホームページで計画に対するパブリックコメントを募集いたしました。結果、意見は寄せられませんでした。

また、6月下旬に県との事前協議を行ったところ、県からの文言の訂正の指摘が2点ございます。その2点について申し上げます。

まず、過疎計画書の20ページをお願いいたします。

表があるかと思えますけれども、事業内容の欄の上から2つ目に、防災重点農業用ため池とありますが、これが当初、防災重点ため池となっております。農業用の文言を追加いたしております。

次に25ページをお願いいたします。

①国道・県道の項目の9行目に東彼杵道路の計画段階評価がありますが、これが当初、東彼杵道路の整備計画段階評価となっており、整備という文言を削除をいたしております。以上2点を修正し、8月1日に県に本協議を行い、8月8日付知事名で異議なしの回答を頂いたところでございます。

よって、2つの文言訂正以外は全員協議会でご説明した内容と同じであるため、詳細についての説明は省略させていただきます。以上でございます。

○議長（吉永秀俊君）

これから質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第50号は、総務厚生常任委員会に付託します。

ここで暫時休憩します。

暫時休憩（午前10時28分）

再開（午前 10 時 41 分）

○議長（吉永秀俊君）

休憩前に引き続き、会議を再開します。

日程第 9 議案第 51 号 令和 4 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 3 号）

○議長（吉永秀俊君）

日程第 9、議案第 51 号令和 4 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 3 号）を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それでは、議案第 51 号令和 4 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 3 号）でございますが、予算の総額に、歳入歳出それぞれ 3 億 502 万 4000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 63 億 449 万 5000 円とするものでございます。

提案の理由につきましては、歳出の主なものは、子育て世帯生活支援特別給付事業など 4425 万円、農業資材価格高騰対策緊急支援や、農業用等燃油価格高騰対策緊急支援など 8667 万 1000 円。歳入の主なものは、国県支出金 1 億 790 万 2000 円、繰越金 8586 万 1000 円などでございます。詳細につきましては、税財政課長に説明させます。慎重審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いいたします。税財政課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり税財政課長。

○税財政課長（山下勝之君）

町長に代わりまして議案第 51 号についてご説明いたします。

それでは、議案の 19 ページをご覧ください。3 番歳出から説明いたします。2 款 1 項 1 目一般管理費の 1 節報酬 72 万 8000 円から 8 節旅費 1 万 2000 円までは、10 月から総務課で雇用する会計年度任用職員の費用を計上しております。

5 目財産管理費 10 節需用費は、庁舎電気料が高騰する見込みから 135 万 9000 円追加いたしました。また、学校校舎等の電気料についても、今後の高騰見込みから需用費を同様に追加しております。そちらについての説明は省略いたします。その下、12 節委託料は、旧千綿小等の支障木の伐採費用や、東彼杵町庁舎屋上受電設備改修工事に関しましては、管理業務が必要となることから委託費用を追加しており、211 万 9000 円計上しております。14 節工事請負費は、申し訳ございません、説明に庁舎屋上キュービクル取替工事となっておりますが、上の庁舎屋上受電設備改修工事と同じ工事でございます。名称を揃えてございませんでした。当初で計上しておりましたが、設計の結果、工事金額を追加するものです。また、雷被害を受けた庁舎防災用発電設備の修繕費用等を追加して節全体で 1309 万 6000 円追加いたしました。17 節備品購入費は、会議室等のエアコンが故障したため、取替え費用 52 万 9000 円を追加いたしました。

20 ページをお願いいたします。2 款 1 項 8 目交通安全対策費の 14 節工事請負費は、地区要望箇所に対し、カーブミラーを設置する費用として 74 万円追加いたしました。

9 目電子計算費 12 節委託料の庁内デジタルトランスフォーメーション化コンサルティング業務委託料は、役場業務のデジタルトランスフォーメーション化を図ることを目的に、専門的な技術等の支援コンサルティングを委託する費用を計上しております。その他、障害福祉サービスに係る電算システムの改修費用等を計上して、節全体で 489 万 5000 円追加いたしました。その下、13 節使用料及び賃借料の LINE 情報発信サービスシステム利用料は、デジタルトランスフォーメーション化としてスマートフォンで用いられている LINE を用いて、様々なサービスを提供していきます。そのシステム導入及び利用料として 167 万 2000 円追加いたしました。18 節負担金補助及び交付金の中間サーバー・プラットフォーム利用負担金 209 万 6000 円は、マイナンバーを利用した情報連携利用に係る町の負担金となっています。当初予算において誤って歳入に計上していたため、今回歳出に計上させていただいたものになります。なお、歳入の国庫支出金に計上しておりました金額は、同額を減額いたしました。

10 目地域づくり推進事業費 18 節負担金補助及び交付金の地域おこし協力隊家賃等補助金は、隊員については都市部から地域おこしのために移住いただいておりますが、現在、家賃補助をしておらず、改めて家賃及び駐車場代に対し月 5 万円の支援を行うため 120 万円追加いたしました。

次は、22 ページをお願いします。2 款 2 項 2 目賦課徴収費 12 節委託料の地図訂正測量業務委託料は、固定資産地籍図に誤りを発見し、図面の訂正を行う費用として 53 万 5000 円を追加いたしました。

23 ページになります。3 款 1 項 3 目障害福祉費 19 節扶助費の障害介護給付費と障害児給付費ですが、過疎地域におけるサービス利用については、給付費の算定が増額加算されます。当町が過疎指定を受けましたので、給付費の増額見込分を追加し、節全体で 852 万 5000 円を計上いたしました。

24 ページをお願いします。3 款 2 項 4 目児童福祉施設費 11 節役務費の不動産売買仲介手数料 64 万 4000 円と 16 節公有財産購入費 1810 万 7000 円は、旧十八親和銀行彼杵支店の土地建物購入費用を計上いたしました。学童施設として活用するよう予定しています。その間の 12 節委託料の漏水調査委託料は、千綿学童施設において水道管の漏水が認められることから、調査を行う費用になります。また、施設改装設計委託料は、旧十八親和銀行彼杵支店を学童保育施設として改装するため、その設計費用を計上し、節全体で 1303 万 1000 円を追加いたしました。

次は、6 目子育て世帯臨時特別給付事業費 18 節負担金補助及び交付金の子育て世帯生活支援特別給付金は、住民税非課税世帯に対し子ども 1 人当たり 5 万円の給付を行っておりますが、家計が急変した世帯や子を養育しているが児童手当の受給がない世帯といったプッシュ式ではなく、申請が必要な世帯に対する給付費用を 150 万円追加いたしました。22 節償還金利子及び割引料は、令和 3 年度に行った子育て世帯への臨時特別給付金事業の精算を行い、国への補助金返還する費用 222 万円を追加しております。

4 款 1 項 1 目保健衛生総務費 2 節給料 954 万 2000 円と 3 節職員手当等 543 万 6000 円は、人事異動に伴う不足分を追加いたしました。

次は、2 目予防費の 1 節報酬 568 万 6000 円から次のページの 13 節使用料及び賃借料 9 万円までは、オミクロン株に対応した新型コロナワクチン接種を計画しており、接種事業の費用として追加計上いたしました。

27 ページになります。22 節の償還金利子及び割引料は、健康推進事業及びワクチン接種体制確保事業に係る補助金を精算し返還するため、節全体で 824 万 3000 円追加いたしました。

次は、29 ページをお願いします。6 款 1 項 3 目農業振興費 12 節委託料の日本一のそのぎ茶プレミアム戦略事業は、そのぎ茶を利用したお菓子開発等を企画しており、430 万円追加しています。18 節負担金補助及び交付金の農業資材価格高騰対策緊急支援事業補助金は、施設野菜やお茶、花きといった農業者に対し、燃油や肥料の使用量を低減する機械の購入費用を補助します。燃油や肥料が高騰する中、影響を受けにくい経営への転換を目的しており、機械購入費用の 60%を補助いたします。なお、60%の内 50%は県負担、10%は町が負担することとしております。その下の東彼杵町農業用等燃油価格高騰対策緊急支援事業交付金は、町内農林水産業者に対する燃料費高騰への支援として重油 1 リットルにつき 10 円の助成を行います。節全体で合計し、7471 万円計上しております。

4 目土地改良事業費 14 節工事請負費の農道補修応急工事は、予算を執行し、今後の対応に予算不足が見込まれることから、50 万円追加いたしました。18 節負担金補助及び交付金の町農林業振興事業補助金は、パイプラインの漏水復旧等の補助を行う費用として 78 万円追加いたしました。その下、県営自然災害防止事業負担金は、県が行っております菅無田地区の災害復旧工事になりますが、設計による工事費の増額により町の負担金 500 万円を追加いたしました。

30 ページをお願いいたします。6 款 2 項 3 目林道費の 14 節工事請負費は、予算執行により、今後の応急工事費用が不足することから、60 万円追加しております。

31 ページになります。7 款 1 項 1 目商工総務費の 3 節職員手当等は、イベント業務等に時間外勤務手当が不足することから 83 万 3000 円追加いたしました。

2 目商工振興費 18 節負担金補助及び交付金の燃油価格高騰対策補助金は、運送業者に対する燃油価格高騰への支援になります。車両 1 台につき 1 万円から 3 万円の助成を行う費用として、340 万円追加いたしました。

次は、3 目観光費の 18 節負担金補助及び交付金は、平似田地区の弘法溪谷橋が老朽化していることから、復旧工事の補助を行うため 224 万円を追加いたしました。

次は、33 ページをお願いします。8 款 2 項 2 目道路橋梁維持・新設改良費 14 節工事請負費の改良工事は、駄地本線側溝改良費用等を追加しています。また、今後の応急工事費用不足分も追加し、合計で 1035 万 2000 円追加いたしました。

3 目社会資本整備交付金事業費の 2 節給料 151 万円から 4 節共済費 59 万 7000 円までは、人事異動により予算が不足することから、それぞれ追加計上しております。

34 ページをお願いします。8 款 3 項 1 目河川管理費 14 節工事請負費は、応急工事費用不足分と大音琴川護岸が豪雨等により不安定になっていることから護岸補強工事費用を追加しており、節全体で 850 万円計上いたしました。

2 目河川改良費 14 節工事請負費は、鉄道運輸機構から受託して行う塩鶴川溪流保全工事になりますが、追加工事の必要が生じ 1300 万円追加いたしました。

36 ページをお願いいたします。8 款 5 項 2 目公共下水道費 18 節負担金補助及び交付金の公共下水道事業会計負担金は、下水道工事費用の財源として繰り出し費用 308 万円を追加しております。

37 ページになります。8 款 6 項 1 目住宅管理費の 10 節需用費は、予算執行により今後の住宅施

設修繕費用が不足することから、109万円追加いたしました。12節委託料の駄地団地建替設計業務委託料は、設計業務に変更の必要が生じたため不足費用を追加しております。また、住宅管理作業委託料として支障木の伐採費用を追加し、節全体で114万1000円を追加いたしました。14節工事請負費は、新白井川団地の水道メーター取替工事費用101万8000円を追加しております。

38ページをお願いいたします。8款8項1目深澤道路改良事業費の8節旅費は、深澤道路に係る用地交渉にあたり、遠方各所に向く必要があることから133万5000円を追加いたしました。

39ページになります。9款1項2目非常備消防費の17節備品購入費は、投光器等分団からの要望備品の購入費用43万6000円を追加いたしました。

3目消防施設費10節の施設修繕費は、3か所の防火水槽について改修を行うよう予定しており、180万円を追加いたしました。11節役務費の小型動力ポンプ固定箇所移設手数料は、車両4台について資材積載量の増加を図るため、小型動力ポンプの設置個所を移設する費用として162万8000円追加いたしました。

41ページをお願いします。10款2項1目学校管理費12節委託料の千綿地区支障木伐採作業委託料は、千綿小周辺の支障木を伐採する費用を追加しております。低濃度PCB混入変圧器処分業務委託料は、昨年度、千綿小移転時に変圧器の交換を行いました。旧変圧器についてはPCBが混入しており、専門業者に処分を委託する必要があることから追加いたしました。千綿小学校教室棟別館解体工事実施設計業務委託料は、千綿小学校プール奥にある別館は老朽化しており、今後使用の予定もないことから、解体するために設計費用を追加いたしました。節全体で431万円を計上しております。14節工事請負費の千綿小学校給水管移設工事は、町営住宅建設にあたり千綿小学校給水管の管路を変更する必要があることから、移設費用を追加いたしました。

次は、43ページをお願いします。10款5項2目教育センター費10節需用費の施設修繕費は、総合会館研修室のスライドドア等の修繕費用を追加しております。その他、光熱水費を追加し、節全体で118万2000円計上いたしました。

5目文化財保護費10節需用費の施設修繕費は、歴史民俗資料館の照明器具修繕費用や老朽化したパネルの交換費用を計上し、70万円を追加いたしました。14節工事請負費は、歴史民俗資料館に雨漏りが発生し、補修工事費用を追加しております。

次は46ページをお願いいたします。11款2項1目公共土木施設災害復旧費14節工事請負費の公共土木施設過年災害復旧事業（漁港災）は、里漁港の災害復旧工事になりますが、遠距離からの作業船の手配に対応できるよう回航費用分を増額いたしました。その下、公共土木施設過年災害復旧事業（河川）ですが、現在工事中の河川及び発注予定の河川について仮設道路設置等工事費の増が見込まれることから、追加費用を計上いたしまして、節全体で1400万円追加計上しております。歳出については、以上になります。

戻っていただいて8ページをお願いいたします。2番歳入になります。12款1項1目地方交付税は、今回の補正の財源として8539万5000円追加いたしました。

10ページをお願いします。16款1項1目民生費国庫負担金は、障害介護及び障害児給付事業の費用については国の2分の1負担となりますので、426万2000円追加いたしました。

2目衛生費国庫負担金は、ワクチン接種事業は全額国の負担となりますので、国庫負担金1410万円追加いたしました。

その下、3目土木費国庫負担金は、里漁港の災害復旧工事について国庫負担金の増額認定がありましたので、1305万4000円追加いたしました。

11ページになります。16款2項2目民生費国庫補助金は、子育て世帯生活支援特別給付金事業については全額国の負担となりますので、事業費の増額分330万7000円を追加いたしました。

3目衛生費国庫補助金は、ワクチン接種事業のうち国庫補助金分1832万円を追加いたしました。

12ページをお願いします。17款1項1目民生費県負担金は、障害介護及び障害児給付費用については県の4分の1負担となりますので、213万1000円を追加いたしました。

13ページになります。17款2項4目農林水産業費県補助金は、農業資材価格高騰対策緊急支援事業補助金の県負担分として5475万4000円を追加いたしました。

14ページをお願いいたします。20款1項3目ふるさと創生事業基金繰入金は、そのぎ茶プレミアム戦略事業等の財源として955万円を繰り入れております。

9目庁舎整備基金繰入金は、庁舎屋上受電設備改修工事費用等の財源として1017万5000円繰り入れました。

15ページになります。21款1項1目繰越金は、補正財源として8586万1000円を繰越金から追加しております。

16ページをお願いします。22款5項1目土木費受託事業収入では、塩鶴川溪流保全工事の財源として、1382万9000円を受託収入として追加いたしました。

次は、18ページをお願いします。23款1項5目災害復旧債の過年補助災害復旧事業債は、里漁港復旧工事分になりますが、県と協議の結果、災害復旧事業債が採択されましたので、工事費用の内700万を起債収入としております。また、その下の一般単独災害復旧事業債は、当初里漁港復旧工事の財源としておりましたが、今回皆減いたしました。その下の一般単独災害復旧事業債は、本予算で計上しました河川災害復旧工事の財源として起債することとしており、合計して節全体で300万円減額となりました。

6目臨時財政対策債は、発行額が確定しましたが、当初見込み額を下回ったため、起債収入額を572万円減額いたしました。歳入については以上でございます。

戻っていただいて5ページをお願いします。第2表地方債補正は、左側の起債の目的に書かれている4事業につきまして、限度額等の補正を行っています。

戻っていただいて、1ページから4ページの第1表、6ページ、7ページの事項別明細書、47ページ以降の給与費明細書は、ただいま説明した金額の積み上げですので説明を省略いたします。説明については以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（吉永秀俊君）

これから質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

質疑はないようですので、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第51号は、総務厚生常任委員会に付託します。

日程第10 議案第52号 令和4年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)

日程第 11 議案第 53 号 令和 4 年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

○議長（吉永秀俊君）

日程第 10、議案第 52 号令和 4 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）、日程第 11、議案第 53 号令和 4 年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）、以上 2 議案を一括議題とします。本案について提案理由の説明をそれぞれ求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

議案第 52 号令和 4 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）でございますが、予算の総額に、歳入歳出それぞれ 75 万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 11 億 7175 万円とするものでございます。

提案の理由につきましては、歳出は、電算システム改修費 20 万 9000 円、交付金等の実績による償還金 54 万 1000 円でございます。歳入は、前年度繰越金 43 万 4000 円、特定健康診査等負担金 31 万 6000 円でございます。

次に、議案第 53 号令和 4 年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）でございますが、予算の総額に、歳入歳出それぞれ 320 万 1000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 8 億 4720 万 1000 円とするものでございます。

提案理由につきましては、歳出は、地域支援事業費 27 万 6000 円減額。償還金 347 万 7000 円の追加。歳入の主なものは、繰越金に 342 万円などでございます。それぞれの詳細につきましては、健康ほけん課長に説明させます。慎重審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いいたします。健康ほけん課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり健康ほけん課長。

○健康ほけん課長（氏福達也君）

議案第 52 号令和 4 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について説明を加えます。

議案 7 ページをお開きください。歳出からご説明をいたします。

1 款 1 項 1 目一般管理費でございますが、12 節委託料におきまして、国民健康保険法の改正に伴う電算システムの改修委託費用として、まず性別欄の削除に伴いまして 4 万 4000 円。それと子育て世帯の経済的負担の軽減を図る目的で、未就学児の均等割軽減措置が導入されておりますが、この軽減措置に伴いまして、申請書等の関連様式の修正が必要となりますので、コクホラインの改修費用として 16 万 5000 円を計上しました。

8 ページをご覧ください。8 款 1 項 4 目その他償還金です。いずれも令和 3 年度の実績に基づきまして返還金を計上しております。保険者努力支援制度交付金分と新型コロナウイルス感染症対応分の 2 件で 54 万 1000 円を計上をいたしました。

5 ページをご覧ください。歳入をご説明いたしますが、7 款 1 項 1 目繰越金については留保しておりました令和 3 年度の繰越金を計上いたしました。

6 ページをご覧ください。8 款 4 項 7 目療養給付費負担金です。これも令和 3 年度の特健診実績に伴う追加交付金分を 31 万 6000 円計上をしております。

戻りまして、1 ページから 2 ページの第 1 表、そして 3 ページから 4 ページの事項別明細につきましては、これまでの説明の積み上げとなりますので説明を省きます。

続きまして議案第 53 号令和 4 年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について説明を加えます。

10 ページをご覧ください。歳出からご説明いたします。

5 款 1 項 1 目介護予防事業・日常生活支援総合事業費です。1 節報酬は、会計年度職員として雇用します看護師の時間外勤務分を、当初予算時で職員手当として計上してありましたため、1 節に計上をし直しております。

それと 8 節旅費につきましては、介護予防普及啓発事業の一部委託によりまして、介護会計年度職員 5 名分の旅費を 26 万 4000 円減額をしております。10 節需用費につきましては、来年度改定いたします第 9 期高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の策定に必要な介護予防日常生活圏域ニーズ調査、この実施方法が確定いたしましたので、この当初予算との比較において不足が見込まれます消耗品、印刷製本費等を追加計上いたしました。11 節役務費についても同様です。

11 ページをご覧ください。5 款 2 項 2 目総合相談事業費、併せまして 3 目権利擁護事業費、併せて 4 目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費につきましては、3 節職員手当の時間外手当分を 6 目にまとめて当初予算で計上してありましたため、各事業に振り分けて計上し直したのになります。

12 ページをご覧ください。5 款 3 項 1 目介護予防支援事業費ですが、2 項でご説明したものと同様、節の見直しと各事業に振り直した増減であります。

13 ページ、7 款 1 項 1 目償還金です。介護給付費国庫補助金額、そして地域支援事業交付金額、介護給付費県負担金額、介護保険低所得者特別対策事業補助金額における令和 3 年度の実績に合わせて、交付決定額との差額分を返還する合計 347 万 7000 円を計上しております。

5 ページに戻ってください。歳入をご説明いたします。

3 款 2 項 1 目地域支援介護予防事業交付金、そして 2 目地域支援包括任意事業交付金、ともに歳出の減額に伴いまして、各事業の交付金の法定負担分を減額しております。

6 ページ、4 款 1 項支払基金交付金、合わせまして 7 ページの 5 款 3 項の県補助金、8 ページの 7 款 1 項の一般会計繰入金につきましても、これと同じように、歳出の減額に合わせた県町の法定負担分の減額を計上しております。

9 ページをご覧ください。8 款 1 項 1 目繰越金になります。令和 3 年度繰越金の留保分を 342 万円計上をいたしました。

戻りまして、1 ページから 2 ページの第 1 表、3 ページから 4 ページの事項別明細につきましては、これまでの説明の積み上げですので説明を省略いたします。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

これから一括して質疑を行います。質疑がある方は、先に議案番号を告げてからお願いします。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第 52 号は、会議規則第 38 条第 3 項の規定によ

り委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 52 号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 52 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 52 号令和 4 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり可決されました。

次に、ただいま議題となっております議案第 53 号は、総務厚生常任委員会に付託します。

日程第 12 議案第 54 号 令和 4 年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 13 議案第 55 号 令和 4 年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 14 議案第 56 号 令和 4 年度東彼杵町水道事業会計補正予算（第 2 号）

日程第 15 議案第 57 号 令和 4 年度東彼杵町公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）

○議長（吉永秀俊君）

日程第 12、議案第 54 号令和 4 年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）、日程第 13、議案第 55 号令和 4 年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）、日程第 14、議案第 56 号令和 4 年度東彼杵町水道事業会計補正予算（第 2 号）、日程第 15、議案第 57 号令和 4 年度東彼杵町公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）、以上 4 議案を一括議題とします。本案について提案理由の説明をそれぞれ求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

議案第 54 号令和 4 年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）でございますが、予算の総額に、歳入歳出それぞれ 192 万 5000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 5292 万 5000 円とするものでございます。

提案の理由としまして、歳出につきましては、委託料 192 万 5000 円。歳入は、繰越金 2 万 5000 円、町債 190 万円でございます。

次に、議案第 55 号令和 4 年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）でございますが、予算の総額に、歳入歳出それぞれ 192 万 5000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 1562 万 5000 円とするものでございます。

提案の理由としまして、歳出については、委託料 192 万 5000 円。歳入は、繰越金 2 万 5000 円、町債 190 万円でございます。

次に、議案第 56 号令和 4 年度東彼杵町水道事業会計補正予算（第 2 号）でございますが、収益的支出に 500 万 2000 円を押し、全体の予算が、支出におきまして 2 億 4269 万 2000 円でございます。資本的支出に 753 万 8000 円を追加し、全体の予算が、支出におきまして 1 億 6194 万 6000 円でございます。

提案の理由は、水道管漏水修繕費 500 万円、大規模な施設修繕にかかる修繕費 650 万円などを追加計上するものでございます。

次に、議案第 57 号令和 4 年度東彼杵町公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）でございます。

収益的収入を 3589 万円減額し、支出に 148 万 8000 円追加いたしまして、全体の予算が、収入におきまして 2 億 6821 万円、支出が 2 億 5795 万 8000 円でございます。資本的収入に 4017 万円を追加し、支出に 308 万円を追加いたしまして、全体の予算が、収入におきまして 1 億 1645 万 2000 円、支出が 1 億 8023 万円でございます。

提案の理由は、マンホールポンプの修繕費 148 万 5000 円などや、工事負担金 308 万円などを追加するものでございます。それぞれの詳細につきましては、水道課長に説明させます。慎重審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いいたします。水道課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり水道課長。

○水道課長（岡木徳人君）

町長に代わりましてそれぞれの議案の内容を説明いたします。

まず議案第 54 号及び第 55 号の集落排水関係の補正予算ですけれども、現在、農業集落及び漁業集落の集落排水事業につきましては、公営企業の法適化に向けて事務を進めております。

その事務支援ということで委託を行っておりますけれども、今回、企業会計等の事務支援に加えまして、関係する例規等の整備に係る事務支援を追加いたします。それに係る補正予算を今回計上しております。全体の合計、増額の合計が 385 万円、その 2 分の 1 相当額を、農業集落排水及び漁業集落排水のそれぞれに計上いたしております。

また、今回、追加をいたします関係する町例規の改廃、新規制定等に伴う事務量が相当数あり、令和 4 年度中の事務の移行について完了が見込めないということになっておりますので、関係する予算につきまして、令和 5 年度の繰越しを併せてお願いいたしたいと思っております。

それでは、それぞれにつきまして内容をご説明いたします。

まず、議案第 54 号令和 4 年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）でございます。

9 ページをお願いいたします。

歳出の 2 款 1 項 1 目建設費の委託料につきまして、先ほどご説明いたしました事務支援の 192 万 5000 円の委託費の増を計上いたしております。

戻りまして、7 ページをお願いいたします。

歳入になりますけれども、5 款 1 項 1 目繰越し金を 2 万 5000 円で、前年度繰越し金の追加ということで計上いたしております。

3 ページをお願いいたします。

すみません、8 ページが抜けておりました。8 ページをお願いいたします。

起債関係です、7款1項1目の下水道事業債、公営企業法を適用する際に活用できます企業債を190万円補正をいたします。

戻っていただきまして3ページをお願いいたします。地方債の補正になります。

今回の補正額を加えまして、公営企業適用債の限度額を250万円から440万円に引き上げを行います。

次に、4ページの繰越明許費補正ということで、業務の追加によりまして令和4年度内の事業完了が困難となりましたので、委託に関係する予算につきまして、令和5年度への繰越明許費の補正を行っております。農業集落排水事業の予算として451万円になります。

戻りまして、1ページ及び2ページの第1表及び5ページ6ページの事項別明細につきましては、先ほど説明しました内容の積み上げになりますので、説明を省略いたします。

次に、議案第55号令和4年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）につきまして説明いたします。

歳出の9ページをお願いいたします。2款1項1目建設費の12節委託費に、農業集落排水事業と同様に、地方公営企業法の適用化に向けた作業の事務支援の追加ということで、192万5000円を追加計上いたします。

8ページをお願いいたします。町債になります。農集と同じように、下水道事業債190万円を追加をいたします。

7ページをお願いいたします。繰越金ということで、これも農業集落排水と同額の2万5000円を前年度繰越金追加ということで計上いたします。

3ページをお願いいたします。同じように公営企業適用債の限度額につきまして、今回の補正を加えました440万円の限度額の引き上げの補正を行います。

4ページ、第3表は、繰越明許費の補正ということで、漁業集落排水事業の当該事業の予算額451万円を令和5年度への繰越明許費ということで補正をいたします。以上、農業集落排水事業関係の議案第54号、55号のそれぞれ第1号補正予算についての説明を終わります。

次に、議案第56号令和4年度東彼杵町水道事業会計補正予算（第2号）につきまして、内容をご説明いたします。

説明の前に、本日審議の前に資料としまして18ページの差し替えをお願いいたしております。重ねて申し訳ありません。その18ページにつきまして、款項目の4目総係費を2目の配水及び給水費に変更、訂正をいたしておりましたけれども、金額を合わせて訂正をいたしておりませんでした。今から申し上げますので申し訳ありませんが、訂正方よろしくをお願いいたします。

1款1項2目配水及び給水費の、既決予定額を4448万5000円を、3014万円に変更をお願いいたします。補正予定額は変更ありません。500万2000円。

合計が4948万7000円となっているのを、3514万2000円に変更をお願いいたします。大変申し訳ありませんでした。

それでは、内容につきましてご説明いたします。

議案書の表紙の第4条になります。企業債の補正ですけれども、企業債補正の限度額につきまして現在8500万円で承認をいただいております。

今回の補正予定額につきましては、6月の補正予算第1号で川内地区の代替水源の実施設計費の

追加費用 320 万円をご承認をいただいております。今回その部分につきまして起債を活用する予定でありますので、限度額につきまして 320 万円を加えました 8820 万円の補正をお願いいたします。

続きまして、補正予算の内容をご説明いたします。参考資料の実施計画明細書により詳細をご説明いたします。先ほど修正をいただきました 18 ページをお願いいたします。

収益的収支の中の支出になります。1 款 1 項 4 目の配水及び給水費につきまして、水道管の漏水修繕費用の追加といたしまして 500 万円、それから水道課の公用自動車の車両共済分の負担金保険料としまして、不足が見込まれる 2000 円、合わせて 500 万 2000 円を追加をいたします。

19 ページをお願いいたします。資本的収支の支出になります。

収益的収支の支出と同様に補修等に要する工事費に不足が見込まれますので、支出の 1 款 1 項 1 目建設改良費に 300 万円、同じく 2 目の老朽施設更新事業に 350 万円を計上いたします。

また、現在事業の中の実施設計を進めております統合簡易水道事業の川内地区の代替水源施設の事業につきまして、ポンプ場と配水池を兼用した施設の設置を計画いたしております。今回、その用地購入費ということで 103 万 8000 円を計上いたします。農地 1 筆約 400 m²の購入費ということで計上いたします。

戻りまして、2 ページをお願いいたします。

実施計画書につきまして、収益的収支に今回の補正額を加え、総額が 2 億 4269 万 2000 円となります。

次に、4 ページをお願いいたします。資本的収支の実施計画書の支出になります。

今回の補正額を加え、総額が 1 億 6194 万 6000 円ということになります。

5 ページから 14 ページまでに財務諸表としまして付けております、参考として付けておりますのでご覧いただければと思います。以上で、議案第 56 号令和 4 年度東彼杵町水道事業会計補正予算（第 2 号）についての説明を終了します。

次に、議案第 57 号令和 4 年東彼杵町公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）になります。

議案書の表紙になります第 3 条、資本的収入および支出の補正につきまして、当年度分の損益勘定留保資金について精査を、年度内の精査をした結果、補填額に不足が生じることが判明いたしましたので、収益的収入の他会計負担金の一部を資本的収入に組み替えまして、資本的収入の不足額をここに書いておりますように、1 億 86 万 8000 円から 6377 万 8000 円に補正をいたします。

次に、補正の内容につきまして説明いたします。

18 ページをお願いいたします。収益的収支の収入につきまして上の段の表になります。

1 款 2 項 3 目他会計負担金のうち一般会計繰入金の 3589 万円につきまして、資本的収入に組み替えるために減額をいたします。

次に、下の段の支出になります。1 款 1 項 1 目管渠費につきまして、本町 1 号マンホールポンプの修繕費として 148 万 5000 円を計上いたします。

また、4 目の総係費に、公用車の保障見直しによる保険料の増額分ということで、3000 円を追加計上いたします。

19 ページをお願いいたします。

資本的収支の上の段、収入につきまして、1 款 2 項 1 目工事負担金につきまして、蔵本地区に現在進められております民間開発になりますけれども、宅地造成の箇所に管渠整備費、管渠を整備す

る予定にいたしております。その整備費の財源としまして、一般会計からの繰入金 308 万円を計上いたしております。

また、2 目の受益者負担金につきましては、当該造成地に係る受益者負担金として、1 戸あたり 15 万円の 8 戸分、120 万円を計上いたしております。

3 目の他会計負担金につきましては、収益的収支で減額をいたしました他会計負担金の 3589 万円を、資本的収支の収入に計上いたしております。

下の段の支出になります。1 款 1 項 1 目建設改良費に、収入の欄で説明いたしました蔵本地区宅地造成箇所への管渠整備費ということで、308 万円を計上いたしております。

戻りまして、1 ページと 2 ページをお願いいたします。

収益的収支の実施計画書につきまして、今回の補正額を加えまして、収入の総額が 2 億 6821 万円、支出の総額が 2 億 5795 万 8000 円ということになります。

次に、3 ページ 4 ページが資本的収支になります。実施計画書につきまして、今回の補正額を加えまして、収入総額が 1 億 1645 万 2000 円、支出総額が 1 億 8023 万円になります。

5 ページから 14 ページまで、参考資料として財務諸表をつけております。以上で議案第 57 号令和 4 年度東彼杵町公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）についての説明を終了いたします。よろしくをお願いいたします。

○議長（吉永秀俊君）

それでは、これから一括して質疑を行います。質疑がある方は、先に議案番号を告げてからお願いします。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第 54 号、議案第 55 号、議案第 56 号は、会議規則第 38 条第 3 項の規定により委員会付託を省略したいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって議案第 54 号、議案第 55 号、議案第 56 号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、一括して討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 54 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 54 号令和 4 年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり可決されました。

次に、これから、議案第 55 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 55 号令和 4 年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり可決されました。

次に、これから、議案第 56 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 56 号令和 4 年度東彼杵町水道事業会計補正予算（第 2 号）は、原案のとおり可決されました。

次に、ただいま議題となっています議案第 57 号は、産業建設文教常任委員会に付託します。

ここで暫時休憩します。

暫時休憩（午前 11 時 38 分）

再 開（午後 01 時 11 分）

○議長（吉永秀俊君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第 16	議案第 58 号	令和 3 年度東彼杵町一般会計歳入歳出決算認定の件
日程第 17	議案第 59 号	令和 3 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件
日程第 18	議案第 60 号	令和 3 年度東彼杵町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件
日程第 19	議案第 61 号	令和 3 年度東彼杵町公共用地等取得造成事業特別会計歳入歳出決算認定の件
日程第 20	議案第 62 号	令和 3 年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件
日程第 21	議案第 63 号	令和 3 年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件
日程第 22	議案第 64 号	令和 3 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件
日程第 23	議案第 65 号	令和 3 年度東彼杵町水道事業会計決算認定の件
日程第 24	議案第 66 号	令和 3 年度東彼杵町公共下水道事業会計決算認定の件

○議長（吉永秀俊君）

次に、日程第 16、議案第 58 号令和 3 年度東彼杵町一般会計歳入歳出決算認定の件、日程第 17、

議案第 59 号令和 3 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件、日程第 18、議案第 60 号令和 3 年度東彼杵町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件、日程第 19、議案第 61 号令和 3 年度東彼杵町公共用地等取得造成事業特別会計歳入歳出決算認定の件、日程第 20、議案第 62 号令和 3 年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件、日程第 21、議案第 63 号令和 3 年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件、日程第 22、議案第 64 号令和 3 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件、日程第 23、議案第 65 号令和 3 年度東彼杵町水道事業会計決算認定の件、日程第 24、議案第 66 号令和 3 年東彼杵町公共下水道事業会計決算認定の件、以上 9 議案を一括議題とします。会計別に説明を求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それでは決算認定の件、議案第 58 号から議案第 66 号でございますが、議案第 58 号から議案第 66 号まで、地方自治法第 233 条第 3 項及び第 5 項の規定並びに地方公営企業法第 30 条第 4 項及び第 6 項の規定によりまして、令和 3 年度東彼杵町一般会計歳入歳出決算と特別会計の決算及び公営企業会計を、監査委員の意見並びに主要な成果に関する報告及び決算資料を添えて議会の認定に付するものでございます。この議案第 58 号から議案第 64 号までの詳細につきましては、会計管理者から説明させます。また、議案第 65 号水道事業会計と、議案第 66 号公共下水道事業会計の詳細につきましては、水道課長に説明をさせます。慎重審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いいたします。会計管理者。

○議長（吉永秀俊君）

それでは、まず最初に町長に代わり会計管理者。

○会計管理者（工藤政昭君）

会計管理者です。議案第 58 号から議案第 64 号までの 7 議案について、町長に代わりご説明いたします。

説明にあたりましては、先に提出しております A4 サイズ 1 枚の表、令和 3 年度東彼杵町会計別決算の状況、各会計別の主要な施策の成果に関する報告書及び監査委員から提出されております令和 3 年度東彼杵町一般会計特別会計歳入歳出決算審査意見書によりご説明いたします。

はじめに A4 サイズ横 1 枚の表、令和 3 年度東彼杵町会計別決算の状況をご覧ください。

7 つの会計ごとに数値が 2 段書きになっています。上段が令和 3 年度の決算額で、下段は前年度の決算額です。なお、単位未満四捨五入の関係で、主要な施策の成果に関する報告書の数字と一致しない場合がありますので、ご了承ください。

まず一般会計です。歳入総額 67 億 6096 万 4000 円、歳出総額 64 億 5960 万円で、差引残 3 億 136 万 4000 円、翌年度への繰越財源 1 億 7022 万 8000 円を差し引いた実質収支は、対前年度比 8.9%減の 1 億 3113 万 6000 円となりました。

更に、この額から前年度の実質収支 1 億 4390 万 2000 円を引いた単年度収支は、1276 万 6000 円の赤字で、これに財政調整基金の積立金 117 万 9000 円を加えた実質単年度収支も 1158 万 7000 円の赤字となりました。

次に、国民健康保険事業特別会計です。歳入 11 億 613 万 7000 円、歳出 10 億 8674 万 6000 円、差引残の実質収支は 1939 万 1000 円です。この実質収支から前年度の実質収支 3583 万 7000 円を差し引いた単年度収支は、1644 万 6000 円の赤字となりました。基金への積立金 1533 万 6000 円を加

えた実質単年度収支も、111万円の赤字となりました。

次に、介護保険事業特別会計です。歳入8億5980万1000円、歳出8億4334万9000円、差引残の実質収支は1645万2000円です。この実質収支から前年度の実質収支862万円を差し引いた単年度収支は、783万2000円の黒字となりました。基金の利子相当額3万5000円を加えた実質単年度収支も、786万7000円の黒字となりました。

次に、公共用地等取得造成事業特別会計です。令和3年度も財産売却収入等の実績はありませんでした。歳入から歳出差引残の実質収支は、30万8000円となりました。基金の利子相当額2万6000円の積立により、実質単年度収支は2万5000円の黒字となりました。

次に、農業集落排水事業特別会計です。歳入6563万円、歳出6388万4000円、差引残の実質収支は174万6000円です。単年度収支、実質単年度収支とも174万6000円の黒字となっています。

次に、漁業集落排水事業特別会計です。歳入1285万4000円、歳出1189万9000円、差引残の実質収支は95万5000円です。単年度収支、実質単年度収支とも95万5000円の黒字です。

最後の後期高齢者医療特別会計です。歳入1億1596万1000円、歳出1億1431万3000円で、差引残の実質収支は164万8000円です。前年度の実質収支153万2000円を差し引いた単年度収支及び実質単年度収支は、11万6000円の黒字です。以上、一般会計並びに6特別会計を合わせた全会計の合計は、歳入89億2168万1000円に対し、歳出85億7981万7000円となり、差引残の形式収支は対前年度比24.4%減、3億4186万4000円となりました。

なお、実質収支は9.8%減の1億7163万6000円。単年度収支は1856万4000円の赤字となり、実質単年度収支につきましても、対前年度比104.3%減の198万8000円の赤字となりました。

続きまして、各会計の主な内容について説明いたします。

まず、一般会計ですけれども、主要な施策の成果に関する報告書で説明をいたします。

報告書の145ページをお願いします。

歳入ですが、第18表、科目別決算推移状況をご覧ください。一番右側の列が令和3年度です。構成比の大きいものが、町税の7億5957万円11.2%、地方交付税が22億9052万2000円33.9%、寄附金が3億3446万4000円4.9%、国庫支出金が10億4617万2000円15.5%、県支出金が5億1213万3000円7.6%となっております。

129ページをお願いします。

第5表の歳入総額では、国庫支出金が減少しましたが、普通交付税の増もあり全体としては、対前年度比1億9287万円2.9%の増となっています。

次に144ページをお願いします。

第17表に税の決算推移状況を記載しています。一番右側が令和3年度です。1の町民税は、対前年度比255万6000円、0.9%の減となっています。個人均等割・所得割、法人均等割はいずれも減で、合計934万4000円の減と落ち込みましたが、法人税割は対前年度比678万8000円、35.8%の増となっています。

2の固定資産税については、土地が微増、家屋が1859万4000円の減、償却資産が1494万1000円の増となり、全体では対前年度比346万6000円、0.9%の減となりました。

戻りまして、130ページをお願いします。

自主財源と依存財源につきましても、第1図の円グラフで記載しています。自主財源は、町税、

繰入金、繰越金等で 33.6%、依存財源が、地方交付税、国・県支出金、町債等の 66.4%となっています。自主財源は、前年度より 2 億 3912 万 2000 円の増で、構成割合は 2.6%高くなっています。

次に 132 ページをお願いします。

地方交付税の推移を第 6 表で示しています。前年度比 2 億 1846 万 1000 円、10.54%の増となっています。

増加の主な要因としては、会計年度任用職員制度平年化に伴う経費措置等により地域振興費の増 1827 万 6000 円。また、消防費の増 1795 万 9000 円など、財政需要額が増額となったものです。

同じページですけれど、(9)国庫支出金は、10 億 4617 万 2000 円で、対前年度比 5 億 740 万 9000 円、32.7%の減となっています。特別定額給付金事業費補助金や新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の皆減などによるものです。

133 ページをお願いします。

(11)県支出金ですけれど、5 億 1213 万 3000 円で、対前年度比 6303 万 3000 円、14.0%の増となりました。令和 2 年農地等災害復旧事業費補助金繰越分 4981 万 7000 円、衆議院議員総選挙費・長崎県知事選挙費委託金 1233 万 9000 円の皆増などによるものです。

(13)寄附金は、3 億 3446 万 4000 円で、対前年度比 1518 万 7000 円、4.3%の減となりました。主にふるさとまちづくり応援寄附金の減によるものです。

同じく、(17)町債ですけれど、3 億 4069 万 9000 円で、対前年度比 1 億 3820 万 9000 円、68.3%の増となりました。主な要因は、中学校大規模改修事業 3380 万円、河川災害防止対策事業 2340 万円などの皆増によるものです。

後ほどご確認をお願いしたいと思いますが、国庫、また県支出金の充当内訳については、扶助費が 137 ページの第 11 表へ、また普通建設事業への内訳が 153、154 ページの第 23 表に記載をしています。あともってご確認ください。

次に歳出に移ります。146 ページをお願いします。第 19 表 性質別決算推移状況をご覧ください。

区分の 1、人件費から 6 公債費までの一番右の列の小計が、42 億 4107 万 5000 円で、歳出構成比は 65.7%となります。前年度からしますと、補助費等と公債費が減となったことから、1 から 6 の小計は、3 億 9596 万 1000 円 8.5%の減となりました。

○——△——

——△——△——

○議長（吉永秀俊君）

暫時休憩します。

暫時休憩（午後 01 時 31 分）

再 開（午後 01 時 32 分）

○議長（吉永秀俊君）

休憩前に戻り、会議を続けます。会計管理者。

○会計管理者（工藤政昭君）

146 ページをお願いします。

投資的経費の説明からしていきたいと思います。7 普通建設事業費、8 災害復旧事業費合わせて 11 億 1184 万 8000 円で、歳出構成比 17.2%です。7 と 8 の小計は、4 億 7117 万 5000 円、73.5%の増となりました。

積立金につきましては、ページを戻っていただいて 142 ページをお願いします。

第 15 表、積立金の状況に記載しています、ふるさと創生事業基金、下水道事業基金、教育文化施設整備基金、大野原演習場周辺整備基金には、一定の積立を行いながらも、取り崩し額も多額となっています。基金全体の残高は 20 億 251 万 1000 円となり、前年度から 1 億 8908 万 8000 円の増となりました。

同じく 142 ページから 143 ページには、10 投資及び出資金・貸付金、11 繰出金について内容を記載していますので、後ほどご確認をお願いします。

主要な施策の成果に関する報告書の 129 ページ以降には、決算の状況については詳細に記載していますので、後ほどご参照ください。

次に、財政構造につきましてですけれど、決算審査意見書の 6 ページをお願いします。

6 ページ以降に詳しく記載されていますが、第 4 表の実質収支比率は 4.0%で標準値内、第 5 表中の財政構造の弾力性を判断するための経常収支比率は 82.5%で、若干の硬直化傾向にあります。収入に対する借金の比率であります実質公債費比率は 9.5%で、基準値以下であり、一般的な警戒ラインの 15%を下回っている状況です。

次に、国民健康保険事業特別会計を説明します。主要な成果に関する報告書をご覧ください。

歳入歳出決算状況につきましては、報告書の 3 ページから 6 ページに記載しています。

歳入では、国保財政の根幹であります国民健康保険税について 4 ページの第 3 表に記載していますが、令和 3 年度、保険税収入額は 1 億 9761 万 3000 円、対前年度比 7.3%の減となりました。

同じく 4 ページの (1) 保険税に記載していますが、滞納繰越分と長期未納者の固定化等で 2155 万 7000 円の収入未済額と、144 万 9000 円の不納欠損が生じ、収納率は 89.6%となりました。

報告書 3 ページをお願いします。第 1 表の歳入では、前年度に対して、医療給付費交付金等の県支出金が減少するなど、全体で 5761 万 1000 円、5.0%の減となりました。

下表の歳出でも、前年度に対して保険給付費が 4203 万 9000 円の減となるなど、歳出全体も 4116 万 4000 円、3.7%の減となりました。

その他、国保事業の実績につきましては、7 ページから記載していますので、後ほどご覧ください。

次に介護保険事業特別会計です。報告書の 4 ページから 11 ページに決算の内容を記載しています。

報告書 4 ページの第 1 表、歳入総額中、主な歳入の割合は、介護保険料が 18.4%、国庫支出金が 25.5%、支払基金交付金が 24.7%、県支出金が 14.4%、繰入金が 15.5%となっています。

歳出の内容は、9 ページから 11 ページに記載をしておりますが、9 ページの (2) 保険給付費の決算額が 7 億 5751 万 9000 円とあります。第 4 表中の内訳では、在宅サービスが全体の 37.1%、地域密着型サービス、グループホーム等ですが 15.5%、施設サービスが 37.7%を占めています。

また、地域支援事業費の実績は 10 ページから 11 ページの第 5 表に、その他事業実績につきましては、12 ページ以降に記載しています。後ほどご覧ください。

次に、公共用地等取得造成事業特別会計ですけれども、事業の実績はございません。土地開発基金利子加蓄の2万6000円のみ支出となっています。

次に、農業集落排水事業特別会計です。成果に関する報告書の3ページをお願いします。決算の状況を記載していますが、歳入の主なものは一般会計からの繰入金4251万円で、歳入総額の64.8%、料金収入は691万7000円で歳入の10.5%を構成しています。歳入全体は、対前年度比1490万2000円の増となります。

歳出につきましては、元利償還金が2677万4000円で歳出の41.9%を占めています。また、運営費970万7000円、建設改良費2728万9000円と前年度より増加しています。歳出全体は、対前年度比1315万7000円の増となります。

4ページ以降には事業実績を記載していますので、後ほどご確認ください。

次に、漁業集落排水事業特別会計です。成果に関する報告書の3ページをお願いします。

決算の状況ですが、歳入の主なものは一般会計からの繰入金539万円で、歳入総額の41.9%を占めています。料金収入は261万2000円で歳入の20.3%を構成しています。歳入全体は、対前年度比13万5000円の減となります。

歳出につきましては、元利償還金が339万8000円で歳出の28.6%を占めています。また、運営費308万2000円、建設改良費540万2000円と前年度より減少しています。歳出全体は、対前年度比108万9000円の減となります。

4ページ以降に事業実績を記載していますので、後ほどご確認ください。

最後に後期高齢者医療特別会計です。報告書の3ページをお願いします。

歳入の決算状況は、3ページの第2表のとおりです。被保険者から徴収しました保険料6906万6000円と、一般会計からの繰入金3873万9000円が歳入の主なものです。歳入総額は、前年度比1.1%、128万円の増となっています。

第3表歳出につきましては、長崎県後期高齢者医療広域連合への納付金が1億507万7000円で、歳出の大部分を占める91.9%の構成割合です。歳出総額は、対前年度比1.0%、116万4000円の増となっています。6ページ以降に保健事業の実績を記載しています。後ほどご確認ください。

以上が決算概要のおおまかな説明でしたが、決算審査意見書の総括意見の中で、監査委員よりご指摘を頂いておりますことは真摯に受け止め、更に事務処理の適正な執行に努めていかなければならないと考えております。以上、一般会計並びに各特別会計の決算概要についてご説明申し上げましたが、ご審議の上、然るべきご決定を賜りますようよろしくお願い申し上げます。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

水道課長。

○議長（吉永秀俊君）

次に、町長に代わり水道課長。

○水道課長（岡木徳人君）

議案第65号令和3年度東彼杵町水道事業会計決算認定の件についてご説明いたします。

水道事業決算書及び付属書類においてご説明します。1ページ及び2ページをお願いいたします。

表示の金額は税込となっております。資本的収支の決算状況報告になります。

まず収入につきまして、総額が2億5889万3334円となっております。内訳は、料金収入等の営業収益と一般会計繰入金、長期前受金戻入等の営業外収益となっており、下の表が支出になります。

総額が2億2873万8631円となっております。内訳につきましては、営業費用としまして、浄水費、配水及び給水費並びに人件費、事務経費等の総務係及び減価償却費になります。営業外費用につきましては、企業債償還利息等となっております。

次に3ページと4ページをお願いいたします。資本的収支になります。

まず上の表の収入についてでございますけれども、総額が7747万8375円となっております。内訳は、企業債や工事負担金、補助金、補償金及び出資金等となっております。下の方が支出になります。総額1億2994万4190円となっております。内訳としては、建設改良費、企業債償還金、財政調整基金への積み立てというふうな内容となっております。また、4ページの欄外に、補填の内容を記載しております。

それから、決算報告書の詳細につきましては、25ページからの明細書に記載をしておりますのでご確認いただければと思います。

なお、明細書につきましては、金額が税抜きとなっておりますので、ただいま説明しました決算報告書と一致しない場合がありますのでご了承ください。

次に、5ページ、6ページが収益的支出に係る損益計算書を付けております。これも税抜き表示となっております。

営業収益の給水収益につきましては、水道料金、その他の営業収益につきましては、各種の手数料、水道の利用加入金等になっておりまして、1億3408万7125円となっております。

営業費用につきましては、浄水費や配水給水施設に係る費用並びに人件費、事務費などの総係費、減価償却費、資産減耗費等で2億376万8040円となっております。

営業利益につきましては、6968万915円の損失となっております。

それから、営業外収益につきましては、他会計負担金、長期前受金などで1億1142万9522円。営業外費用としましては、支払い利息等で1447万8559円となっております。経常利益については2727万48円となっております。

7ページ、8ページの貸借対照表をお願いいたします。

資産につきましては、固定資産と流動資産を合わせた資産の合計が29億1948万4789円となっております。8ページの方に負債と資本を記載しておりますけれども、固定負債、流動負債及び繰延収益を合わせた負債の合計が、23億5723万5328円。資本金2億7625万7306円と剰余金の2億8599万2155円を合わせました資本の合計が、5億6224万9461円となります。負債と資本を合わせた合計が、資産と同額の29億1948万4789円ということになります。

なお、固定負債につきましては、償還期限が1年以降に到来する企業債等となっております。流動負債については、1年以内に償還する企業債等ということで見ただけであればと思います。

9ページと10ページに剰余金の計算書、11ページに剰余金の処分計算書を掲載しております。

12ページからの水道事業の内容について報告をいたします。

概況としましては、給水人口が7,503人、年間総配水量が105万2970^m、前年比0.08%の減少となっております。有収水量としては77万8,188^mで、有収率が73.9%、前年比0.8ポイントの減

少となっております。

建設改良費についてですけれども、千綿宿地区の水道管移設工事、老朽施設更新事業として水道管布設替工事才貫田地区2工区などを施工しております。

また、水道施設の情報管理システムの構築事業として、管路情報のデジタル化ということで、業務の省力化と迅速化を図るために、システムの構築を令和3年度に実施しております。

新型コロナウイルス対策関連の事業につきましては、生活支援ということで、全水道契約者を対象に令和3年の7月から9月までの使用分の水道料金、基本料金相当分を減額する措置を講じております。

この他詳細については、13ページから16ページに記載しております。

17ページと18ページのキャッシュフロー計算書につきましては、貸借対照表の現金預金の内訳を表示しております。

18ページの下に記載しておりますけれども、期末残高が期首残高より3512万9319円減少する結果となっております。

この決算状況につきましては、監査委員さんからの決算意見書につきまして、給水戸数は増加しているものの1世帯当たりの人口が減少傾向にあり、安定した営業収益の確保や料金体系の見直しが避けられない状況であるという分析をなされております。加えて、安定した事業運営の継続や財務状況の検証と有収率の向上、料金改定の取り組みの必要性などをご指摘として頂いております。このご指摘も踏まえまして、人口減少がますます進む中で、今後の水需要の見通し等も長期的な視点に立って考え、場合によっては適切な料金体系について検討を行うことと、併せて老朽化した水道管の更新を計画的に進めることで、有収率の向上についても図っていきたいというふうに考えております。以上で、議案第65号令和3年度東彼杵町水道事業会計決算の説明を終わります。

続きまして、議案第66号令和3年度東彼杵町公共下水道事業会計決算認定の件について説明をいたします。

同じく決算書および附属資料の1ページと2ページをお願いいたします。こちらも金額は税込み表示となっております。収益的収支の上の段、収入についてですけれども、収入総額が2億9978万4030円となっております。内訳は、料金収入手数料等の営業収益、それから一般会計繰入金、長期前受金戻入等の営業外収益となっております。

下の欄が支出になっております。総額が、2億6245万円となっております。内訳は企業債、補助金等になります。

すみません、間違えました。支出につきまして、総額が2億6153万4167円となっております、内訳が、営業費用としての管渠費、処理場費、それから人件費等の総係費と減価償却費ということになっております。

営業外費用につきましては、企業債の償還利息等になっております。

3ページと4ページの資本的収支をお願いいたします。収入の総額が、2億6245万円となっております。内訳は企業債、補助金等となっております。

下の欄が支出になります。総額が3億6043万4976円、建設改良費及び企業債償還金の内訳となっております。また、欄外には補填に係る内容を記載しております。

決算の詳細な内容につきましては、29ページ以降に明細書を記載しております。この明細書につ

きましても、金額は税抜きとなっておりますので、決算報告書と一致しない場合があります。

5 ページ 6 ページの収益的収支に係る損益計算書をお願いします。

営業収益としましては、下水道使用料、その他の営業収益として、手数料として 4242 万 9103 円となっております。

営業費用としては、管渠費、処理場費、人件費等で減価償却費も含めて 2 億 782 万 5264 円となっております。

8 ページの経常利益として 3515 万 4631 円の結果となっております。

すみません、6 ページの一番下ですね。当年度末の未処分利益剰余金ということで 3515 万 4631 円というふうな結果になっております。

7 ページ、8 ページが貸借対照表になります。

7 ページの方の資産につきまして、固定資産と流動資産を合わせた資産合計が 47 億 4698 万 4658 円。8 ページの負債と資本につきまして、固定負債と流動負債及び繰延収益を合わせた負債の合計が 44 億 5225 万 2536 円となっております。

資本につきましては、資本金 6157 万 7087 円と、剰余金の 2 億 3315 万 5035 円を合わせた資本の合計が、2 億 9473 万 2122 円となっております。負債と資本を合わせた金額が、資本と同額の 47 億 4698 万 4658 円ということになっております。固定負債につきましては、水道事業と同じように償還期限が 1 年以降、1 年以上かかる分の企業債。流動負債については 1 年未満に償還が発生する企業債ということで見ていただければと思います。

9 ページ、10 ページに剰余金計算書、11 ページに剰余金の処分計算書を掲載しております。

12 ページ以降に公共下水道事業の報告書を掲載しております。概況としまして、処理区域面積が 157.7ha、整備率が 98.7%となっております。建設改良関係につきましては、未普及の管渠整備ということで、汚水の枝管の築造工事が 6 件、既整備地区の舗装本復旧に係る工事が 2 件、整備区域内の新規の公共樹設置が 14 件等の実績となっております。

また、日常点検等の調査データ等を有効活用しながら、下水道施設のライフサイクルコストの低減を図りながら、良好な下水道サービスを維持提供することを目的としまして、令和 4 年度からの 5 か年間の期間で、ストックマネジメント計画を令和 3 年度に策定をしております。今後、このストックマネジメント計画に基づきまして計画的な施設設備の維持更新事業を展開していきたいと考えております。

その他の事業の詳細につきましては、12 ページから 17 ページに掲載をいたしております。

19 ページと 20 ページがキャッシュ・フロー計算書になります。貸借対照表の現金預金の内訳を表示したのになりますけれども、20 ページの下の方になります。期末残高が期首残高よりも 2916 万 6491 円増加する結果となっております。

この決算につきまして、監査委員さんからの意見書におきまして、下水道事業の現状と課題をご指摘をいただいております。

人口減少による収益の減少、施設更新費用の増大、事業を支える人材の不足など、経営環境の急激な悪化により経営が立ち行かなくなることについて懸念されるというふうなご指摘を受けております。

また、下水道事業の広域連携の必要性、維持管理面での包括的な委託についても慎重に判断する

ようにとのご意見を頂いております。加えて、町民生活の良好な環境を創造するためにも、未接続の世帯への効果的な取り組みを検討し、接続率の向上に努めるよう求められております。

この意見を踏まえまして、今後、更に厳しくなります経営環境の中で効率的に持続可能な事業運営を確立していくためにも、先ほど説明しましたストックマネジメント計画を柱としまして、計画的な施設更新、経費縮減、接続率の向上による収益の増加を図っていく必要があるというふうに考えております。

以上で議案第 66 号令和 3 年度東彼杵町公共下水道事業会計決算についての説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（吉永秀俊君）

ここで、木田代表監査委員出席のため、暫時休憩します。

暫時休憩（午後 2 時 04 分）

再 開（午後 2 時 04 分）

○議長（吉永秀俊君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

これから質疑を行います。

はじめに、議案第 58 号の質疑を行います。質疑がある方は挙手をお願いします。5 番議員、大石俊郎君。

○5 番（大石俊郎君）

監査委員にお尋ねします。

審査意見書の 2 ページ、総括意見のところの、ちょっと、説明を加えて欲しいなというところはございます。それは、②の人件費の増については致し方ないと思われるが、職員の配置について職責を鑑み、正規職員と会計年度任用職員との配分を検討されたいという意見書。そして、主要な施策の報告書 135 ページを開けてみてください。135 ページの第 7 表でございます。

135 ページ第 7 表、こここのところに人件費の内訳とあります。この 7 表の中に、上から 2 番目に会計年度任用職員報酬等パートタイム、それから 1 つおいて任期の定めのない常勤給与、これらの増減額はですね、パートタイムのところ、ずっと右に行って増減額とかを見ていただくと、増減額 1058 万 9000 円ですね。それから任期の定めのない常勤職員給与、これが 1352 万 2000 円とある。

要するに、ここに書いてある監査総括所見の②の中に、要するに私が言いたいのは職員の配置について職責を鑑み、正規職員と会計年度任用職員との配分を検討されたいということなんですけれど、これは、もう少しブレイクダウンして説明していただけないでしょうか。よろしくお願ひします。

○議長（吉永秀俊君）

木田代表監査委員。

○代表監査委員（木田善孝君）

私も 2 年目ということで、まる 1 年経過いたしておりますので、ほぼわかりかけてきているのか

と、町の全体像がわかりかけてきているのかと思っております。なるべく意に沿うような監査業務を行いたいと、そのように思っています。よろしくお願いいたします。

先ほどの大石議員さんの件でございますけれど、人件費につきましては、先ほどおっしゃいますように、前年比で全体で 3800 万円ほど増加ということになっております。これは、コロナ対策であるとか、あるいは充実した教育支援等々でやむを得ない部分もかなりあるかと、そのように判断をしておりますけれど、ただ、内容的に、今、業務に支障を来しているというような状況ではないかもしれませんが、私どもとしては、業務に支障がないような、来さないような人員配置であるとか、あるいは業務分担等を図って欲しいというようなことで、このような形で述べております。

なお、昨年度も要望しておりましたOJTでの研修等による職員の資質向上という部分についても、重ねて意見の提出をしております。以上でございます。

○議長（吉永秀俊君）

他にありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

議案第 58 号に対する質疑がないようですので、これで議案第 58 号の質疑を終わります。

次に、議案第 59 号から議案第 64 号までの質疑を一括して行います。質疑がある方は、先に議案番号を告げてからお願いします。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

質疑がないようですので、これで議案第 59 号から議案第 64 号までの質疑を終わります。

次に、議案第 65 号、議案第 66 号の質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

質疑がないようですので、これで議案第 58 号から議案第 66 号までの質疑を終わります。

お諮りします。本案については、議長と議選の監査委員である立山議員を除く 9 人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、その委員会に付託して審査をすることにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、本案については、議長と立山議員を除く 9 名の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、その委員会に付託して審査をすることに決定しました。

ここで、決算審査特別委員会の名簿配布及び木田代表監査委員退席のため暫時休憩します。

暫時休憩（午後 2 時 11 分）

再 開（午後 2 時 12 分）

○議長（吉永秀俊君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定によって、お手元に配布しました名簿のとおり指名したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって決算審査特別委員会の委員は、お手元に配布しました名簿のとおり選任することに決定しました。

この後休憩をいたしますので、委員会条例第8条第2項の規定によって委員会を開いていただき、委員長、副委員長の互選をしていただきます。

暫時休憩します。

暫時休憩（午後2時12分）

再開（午後2時18分）

○議長（吉永秀俊君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま委員長、副委員長が選任されましたので発表いたします。

決算審査特別委員会の委員長に口木俊二君、副委員長に浪瀬真吾君に決定をしました。

日程第25 議案第67号 東彼杵町固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（吉永秀俊君）

次に、日程第25、議案第67号東彼杵町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

議案第67号東彼杵町固定資産評価審査委員会委員の選任について。

次の者を東彼杵町固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

1、選任する者の住所氏名等、住所 東彼杵町木場郷 [REDACTED]。氏名 一瀬利秋。生年月日 [REDACTED]
[REDACTED]生。令和4年9月8日提出。

提案の理由としまして、東彼杵町固定資産評価審査委員会委員の任期満了に伴い、委員を選任するため、本案を提出するものでございます。慎重審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いいたします。

○議長（吉永秀俊君）

これから質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第 67 号は、会議規則第 38 条第 3 項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 67 号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 67 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 67 号東彼杵町固定資産評価審査委員会委員の選任については、同意することに決定しました。

日程第 26 選挙第 1 号 東彼杵町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙

○議長（吉永秀俊君）

次に、日程第 26、選挙第 1 号東彼杵町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行います。

はじめに、選挙管理委員の選挙を行います。定数は 4 名です。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推薦にしたいと思いますがご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推薦で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにししたいと思いますのご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、指名方法については、議長が指名することに決定しました。それでは指名いたします。

選挙管理委員には、島田幸一郎君、滝川文子君、齊藤仁君、中山文子君、以上の方を指名します。

お諮りします。ただいま、議長が指名した方を選挙管理委員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました島田幸一郎君、滝川文子君、齊藤仁君、中山文子君、以上の方が選挙管理委員に当選されました。

次に、選挙管理委員補充員の選挙を行います。定数は4名です。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦にしたいと思いますがご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、選挙の方法については指名推薦で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますがご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、指名方法については、議長が指名することに決定しました。

それでは、選挙管理委員補充員に順位を定め指名いたします。

第1順位、松山為則君、第2順位、一瀬文子君、第3順位、松山昭君、第4順位、森佳江君、以上の方を指名いたします。

お諮りします。ただいま、議長が指名した方を選挙管理委員補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました第1順位、松山為則君、第2順位、一瀬文子君、第3順位、松山昭君、第4順位、森佳江君、以上の方が順序のとおり選挙管理委員補充員に当選されました。

日程第27 報告第16号 令和3年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

○議長（吉永秀俊君）

次に、日程第27、報告第16号令和3年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題とします。本件について説明を求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それでは、報告第16号令和3年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてご説明をいたします。

これは、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項に規定する健全化判断比率及び同法第22条第1項に規定する資金不足比率について、その算定の基礎となる事項を記載した書類並びに監査委員の意見を添えて報告するものでございます。詳細につきましては、税財政課長に説明させます。よろしくお願いたします。税財政課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり税財政課長。

○税財政課長（山下勝之君）

報告第 16 号について、ご説明をさせていただきます。

令和 3 年度の決算から健全化判断比率及び資金不足比率を算定いたしました。結果につきましては、表紙中段の表になりますけれども、実質赤字比率、連結実質赤字比率については該当なし。実質公債費比率は 9.5%、将来負担比率については 49.4%という結果でございました。また、下段表の資金不足比率については、該当なしとなります。

資料を添付しておりますので、それに基づき内容についてご説明いたします。

めくっていただいて 1 ページになります。総括票①健全化判断比率の状況になります。

健全化判断比率は、上段の表の右側になりますが、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の 4 つの比率を求めております。上段の表が本町の比率で、下段の表が法律で定める基準でございます。下段の表の早期健全化基準の数値を上回るとイエローカード、財政再生基準の数値を上回るとレッドカードと言われるものでございます。比較していただくと早期健全化基準を大きく下回った結果でございました。

2 ページをお願いします。総括表②連結実質赤字比率等の状況になります。表の左側になりますが、一般会計に公共用地等取得造成事業特別会計を含めた一般会計等の実質赤字比率が△3.99%となっており、表においてマイナスは黒字ということで示され、赤字ではないため、これにより実質赤字比率は該当がありません。

また、連結実質赤字比率については、表の左下の国民健康保険事業特別会計以下 3 会計と表右側の水道事業会計以下 4 会計、全ての会計を合計して黒字か赤字を判断いたします。表の右下の比率は、△16.09%となっておりますので、こちらも赤字ではないため、連結実質赤字比率も該当がございません。

3 ページになります。総括表③実質公債費比率の状況でございます。

実質公債費比率は、財政標準規模に対して一般会計が負担する公債費の割合を 3 か年で平均したもので、言いかえますと 1 年の収入のうち、借金の返済へ何%充てたかというものを示す指標でございます。

表中段の一番右の表をご覧ください。実質公債費比率は 9.5%となり、前年度から 0.9 ポイント改善されております。改善の要因になりますが、表上段の一番左①をご覧ください。①は一般会計の元利償還金の額になります。比率は過去 3 か年の平均で計算されますので、平成 30 年と令和 3 年の比較をするということになります。R3 と H30 の増減の欄を見ていただくと償還額は減少しております。これは、新たな起債の抑制に加え、大村東彼杵広域農道整備事業の償還金の減などが影響しております。また、中段の③をご覧ください。③は普通交付税額になります。令和 3 年度は、普通交付税の追加交付もありましたので、交付税額が増加しており、これにより分母である財政標準規模は増額となりました。分母である財政標準規模が増加し、合わせて分子である償還額が減少となったことが、改善要因となっております。

続きまして 4 ページをお願いします。総括表④将来負担比率の状況になります。

将来負担比率は、標準財政規模に対する一般会計が将来負担すべき負債の割合で、簡単に言いま

すと、借金の総額を1年の収入で割り算し、借金の大きさを示すものになります。右下の数字で、本年度は49.4%となり、昨年度と比べて13.6ポイント改善されております。

表の一番左上の地方債の現在高をご覧ください。新たな起債事業の抑制と過去の起債事業の償還により、いわゆる借金の総額であるこの欄が減少となったことと、分母である標準財政規模が増額となりましたので、これらが影響して数値の改善要因となっております。健全化判断比率については以上になります。

本年度改善はいたしましたが、福祉組合のごみ処理施設に係る起債の償還や下水道の長寿命化事業や公共施設の老朽化に伴う更新事業も考えられますので、大型事業の実施にあたっては、十分見極め、尚一層の財政健全化を図る必要があると考えております。

それでは、表のページ最初の報告書にお戻りください。一番下の表、資金不足比率について最後にご説明いたします。

資金不足比率は、公営企業に資金不足があった場合、不足の度合を表すものになります。水道事業会計から漁業集落排水事業特別会計までの4会計において赤字はございませんでしたので、資金不足比率は該当なしとなりました。以上で、報告第16号についての説明を終わります。なお、今回の報告に先立ち、比率の数値につきましては、監査委員による審査を受けておりますので、その意見書を付して報告とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（吉永秀俊君）

以上で、報告第16号令和3年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを終わります。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

散 会（午後2時31分）

以上、会議の次第を記載したものであるが事実と相違ないことを証明するため署名する。

議 長 吉永 秀俊

署名議員 口木 俊二

署名議員 浪瀬 真吾